

衆議院

内閣委員会

議録 第十一号

平成十四年十二月四日(水曜日)

午前八時五十分開議

内閣委員会専門員

小菅 修一君

出席委員

委員長 佐々木秀典君

理事 逢沢 一郎君 理事 青山 丘君

理事 小野 晋也君 理事 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠治君 理事 細野 豪志君

理事 河合 正智君

大村 秀章君 奥山 茂彦君

金子 恭之君 亀井 久興君

木村 太郎君 木村 隆秀君

熊代 昭彦君 菅 義偉君

高橋 一郎君 谷川 和穂君

谷本 龍哉君 林 省之介君

松野 博一君 石毛 鏊子君

岩國 哲人君 枝野 幸男君

大島 章宏君 永田 寿康君

山花 郁夫君 山元 勉君

横路 孝弘君 太田 昭宏君

達増 拓也君 吉井 英勝君

北川れん子君

総務大臣 片山虎之助君

国務大臣 福田 康夫君

(内閣官房長官) 細田 博之君

内閣府副大臣 米田 建三君

総務副大臣 若松 謙維君

内閣府大臣政務官 大村 秀章君

内閣府大臣政務官 木村 隆秀君

政府参考人 藤井 昭夫君

(内閣官房内閣審議官) 同(山花郁夫君紹介)(第三二七号)

政府参考人 同(鈴木淑夫君紹介)(第三二六号)

(総務省行政管理局長) 同(肥田美代子君紹介)(第三三三、三四号)

政府参考人 同(藤井裕久君紹介)(第三三五号)

(総務省自治行政局長) 同(武山百合子君紹介)(第三三七号)

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 平成十四年十二月四日

委員の異動
十一月二十六日

辞任 吉井 英勝君 補欠選任 塩川 鉄也君

同月二十七日 辞任 塩川 鉄也君 補欠選任 吉井 英勝君

十二月四日 辞任 嘉数 知賢君 補欠選任 松野 博一君

近岡理一郎君 熊代 昭彦君

岩國 哲人君 枝野 幸男君

山花 郁夫君 永田 寿康君

西村 眞悟君 達増 拓也君

同日 辞任 松野 博一君 補欠選任 木村 太郎君

枝野 幸男君 岩國 哲人君

永田 寿康君 山花 郁夫君

達増 拓也君 西村 眞悟君

同日 同日 補欠選任 嘉数 知賢君

十一月二十八日 透明で民主的な公務員制度改革の実現に関する

請願(岩國哲人君紹介)(第三二四号)

同(佐藤謙一郎君紹介)(第三二五号)

同(鈴木淑夫君紹介)(第三二六号)

同(山花郁夫君紹介)(第三二七号)

同(肥田美代子君紹介)(第三三三、三四号)

同(藤井裕久君紹介)(第三三五号)

同(武山百合子君紹介)(第三三七号)

同(葉山峻君紹介)(第四二六号)

同(原陽子君紹介)(第四二七号)

同(平野博文君紹介)(第四二八号)

同(藤村修君紹介)(第四二九号)

同(細川律夫君紹介)(第四三〇号)

同(堀込征雄君紹介)(第四三一、三二号)

同(牧野聖修君紹介)(第四三二、三三号)

同(松原仁君紹介)(第四三三、三四号)

同(山本龍君紹介)(第四三五、三六号)

同(山元勉君紹介)(第四三六、三七号)

同(横光克彦君紹介)(第四三七八号)

同(米澤隆君紹介)(第四三八、三九号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

同(土井たか子君紹介)(第三七〇号)

書(京都市議会(第三九七六号))

食品の安全に係る包括的法律(食品安全新法)の制定と新行政組織の設置に関する意見書(青森県佐井村議会(第三九七七号))

道路関係四公団民営化推進委員会中間整理に関する意見書(鹿児島県議会(第三九七八号))

防衛庁を省に昇格することに関する意見書(北海道議会(第三九七九号))

防衛庁を省に昇格することに関する意見書(北海道美瑛市議会(第三九八〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

個人情報保護の保護に関する法律案(内閣提出、第百五十一回国会閣法第九〇号)

行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第七〇号)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第七一号)

情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第七二号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第百五十四回国会閣法第七三号)

国民生活の安定及び向上に関する件
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
起草の件

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

第百五十一回国会、内閣提出、個人情報保護の保護に関する法律案並びに第百五十四回国会、内閣提出、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査

会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案につきましては、前国会において既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

個人情報保護の保護に関する法律案

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案

情報公開・個人情報保護審査会設置法案

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○佐々木委員長 引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官藤井昭夫君、総務省行政管理局局長松田隆利君及び総務省自治行政局長芳山達郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○佐々木委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 おはようございます。民主党の枝野でございます。

個人情報保護の法案について、前国会からさま

ざまな議論がなされてきておりますが、本日は、民主党としての基本的な考え方を示ししながら政府の見解をお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

私どもは、個人情報保護のための法整備は大変重要であり、緊急に整備をする必要があるという立場に立っております。特に、前国会でもこの委員会でも問題になりましたとおり、行政機関の持っている個人情報の漏えいなどの事件が多々起こっておりますし、また、民間においてもさまざまな形で個人情報の流出等による人権侵害、被害が出ていくという中でありますから、あるべき個人情報保護法制の整備というものは急ぐべきであるという立場であります。

しかしながら、残念ながら、今回出されてまいりました政府提出の法案には大変大きな欠陥があると言わざるを得ません。

私の方からは、主に民間の個人情報保護法案について申し上げたいと思っておりますが、個人情報保護法制の本来の基礎となるのは、それぞれ自分に関する情報はみずからコントロールできるといふ、基本的な人権の一部と言ってもいい自己情報コントロール権というものを基礎に置いて、そしてそこから何をきちんとコントロールできるのかというところで派生していかなければならないと考えておりますが、この点の認識、あるいは、そこから本来出てくるべき自己情報をコントロールするための規定がまず不十分である、このことをまず第一に申し上げなければならないというふうに思っています。

第二に、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の権限が強大でありまして、公権力による民間に対する広範かつ過度の不当な介入を招くおそれがあるということを指摘せざるを得ません。

三点目に、義務規定の適用除外となる報道等の範囲がいまいちな上に、基本原則はこういつたところにも適用されることで、取材や報道活動の萎縮を招き、表現の自由を侵害するおそれがあるという、民主主義の根幹にかかわる問題点を抱えて

おります。

したがって、私どもは、一刻も早くあるべき個人情報保護法を制定する見地からも、こうした欠陥の多い政府提出法案を撤回の上で、今の基本的な考え方に基づいてこれから述べような手直しを加えた上で、この委員会に再提出をして審議に付すべきであるというふうに考えております。

そこで、具体的問題点を指摘しながら、どう改めるべきかというものを指摘してまいりたいと思っておりますが、まず何よりもこの法律が違和感を感じますのは、第二章の基本原則と第五章に主に書いてあります個人情報取扱事業者に対する規制の規定とが一つの法律の中に併存しているということとあります。

本来、基本原則というものは、それはもちろん行政機関も含めて、どなたであつても守るべき基本原則があつて、そのもとで、例えば民間だからこういう特徴の規制をしよう、行政機関だからこれだけより厳しくしようというような仕分けがなされていく、あるいは、場合によっては、その民間の中でも事業の業種などによって規制の仕方を変えていく。まず、いずれにしても基本原則というものは、行政機関の個人情報の保護、民間に対する個人情報の保護、全体を覆うべき基本原則であるはずであつて、この法律案の第二章でもそういうふうに規定されているわけでありまして、

ところが、行政にかかわるべき基本原則が主に民間に対する規制を規定している条文と一緒に、たになつて一つの法律案になつていくから、じゃ、規制を受ける事業者としては、結局、具体的な法律の規制法部分の適用に当たつてこの基本原則部分がどの程度影響力を持つてかぶつてくるのか、あるいは、規制法部分について適用除外がされていても基本原則は適用される、一方でこちらには、適用除外はされていくけれども規制法が結びついていく。こういう中では、受けとめる事業者としては、基本原則部分のところを読んで、それによる萎縮効果が生じざるを得ない。まず

は、この基本原則と事業者に対する規制の部分とを二つに分けるべきである、別々の法律にするべきであるというふうに私は思っています。

今の指摘について、所管大臣の御見解を求めます。

○細田国務大臣 この問題は、いろいろ有識者も入れながら御意見を伺いながら、どういう法体系で検討したいかという御議論をいただいたわけでございますけれども、確かに枝野議員がおっしゃいますように、この法律は一種の二階建てのような形をして、どちらを一階と言うかわかりませんが、基本原則については、いわゆる官の部分も含めてカバーするような個人情報保護に関する基本規定といえますか考え方を置いてあり、それがおっしゃいましたような基本原則でございますが、それに加えて、今まで法律的に未整備であった部分、民間の部分については、より詳細に規定が行われておることでございます。

次に、この基本原則、先ほどお話ししましたとおり、規制法部分については報道などに配慮した一定の適用除外がありますが、この基本原則についてはいわずに適用除外は全くありません。それは、基本原則なんだからみんな考えてください、それは報道機関だろうと何だろうと別に規制をするわけではないんだからいいんじゃないかというお考えなのかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、それは、報道機関あるいは報道機関から取材を受ける側、みんなの子ですから、法律に書いてある、ちょっと遠慮しなきゃいけないんじゃないだろうか、いろいろ考えなきゃいけないんじゃないだろうかというように萎縮の効果はどうしても出てきてしまう。

○枝野委員 まだ中身のところまで言っておりませんで、萎縮効果が働くんじゃないかということをお願いいたします。

報道機関には、例えば、紙媒体だけではなくて、国が免許を持っている報道機関などもありまして、この間、どこかの委員会が報道機関を呼んで、報道した中身について批判をするような審議がなされていたと聞いて私は唖然としたんですけれども、そういった免許を握られている報道機関にとっては、ますますその萎縮的な効果は大きいだろうというふうに思います。

しかしながら、この立法は、全体として個人情報保護に關して民間分野、公的分野、その他個別分野に体系的な制度を整備しようという非常に意欲的な取り組みで法制ができておりますために、ちよつとそのような違和感を覚えられようなどがあるかとは思いますが、私もとしましては、総論部分においても、あるいは個別の各論部分、民間における各論部分においても、特にこの部分で過剰な規制があるというふうには考えておりません。これは一つの立法の考え方であると思つて提出した次第でございます。

報道機関には、例えば、紙媒体だけではなくて、国が免許を持っている報道機関などもありまして、この間、どこかの委員会が報道機関を呼んで、報道した中身について批判をするような審議がなされていたと聞いて私は唖然としたんですけれども、そういった免許を握られている報道機関にとっては、ますますその萎縮的な効果は大きいだろうというふうに思います。

○細田国務大臣 この問題は、いろいろ有識者も入れながら御意見を伺いながら、どういう法体系で検討したいかという御議論をいただいたわけでございますけれども、確かに枝野議員がおっしゃいますように、この法律は一種の二階建てのような形をして、どちらを一階と言うかわかりませんが、基本原則については、いわゆる官の部分も含めてカバーするような個人情報保護に関する基本規定といえますか考え方を置いてあり、それがおっしゃいましたような基本原則でございますが、それに加えて、今まで法律的に未整備であった部分、民間の部分については、より詳細に規定が行われておることでございます。

次に、この基本原則、先ほどお話ししましたとおり、規制法部分については報道などに配慮した一定の適用除外がありますが、この基本原則についてはいわずに適用除外は全くありません。それは、基本原則なんだからみんな考えてください、それは報道機関だろうと何だろうと別に規制をするわけではないんだからいいんじゃないかというお考えなのかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、それは、報道機関あるいは報道機関から取材を受ける側、みんなの子ですから、法律に書いてある、ちょっと遠慮しなきゃいけないんじゃないだろうか、いろいろ考えなきゃいけないんじゃないだろうかというように萎縮の効果はどうしても出てきてしまう。

○枝野委員 まだ中身のところまで言っておりませんで、萎縮効果が働くんじゃないかということをお願いいたします。

報道機関には、例えば、紙媒体だけではなくて、国が免許を持っている報道機関などもありまして、この間、どこかの委員会が報道機関を呼んで、報道した中身について批判をするような審議がなされていたと聞いて私は唖然としたんですけれども、そういった免許を握られている報道機関にとっては、ますますその萎縮的な効果は大きいだろうというふうに思います。

○細田国務大臣 この問題は、いろいろ有識者も入れながら御意見を伺いながら、どういう法体系で検討したいかという御議論をいただいたわけでございますけれども、確かに枝野議員がおっしゃいますように、この法律は一種の二階建てのような形をして、どちらを一階と言うかわかりませんが、基本原則については、いわゆる官の部分も含めてカバーするような個人情報保護に関する基本規定といえますか考え方を置いてあり、それがおっしゃいましたような基本原則でございますが、それに加えて、今まで法律的に未整備であった部分、民間の部分については、より詳細に規定が行われておることでございます。

次に、この基本原則、先ほどお話ししましたとおり、規制法部分については報道などに配慮した一定の適用除外がありますが、この基本原則についてはいわずに適用除外は全くありません。それは、基本原則なんだからみんな考えてください、それは報道機関だろうと何だろうと別に規制をするわけではないんだからいいんじゃないかというお考えなのかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、それは、報道機関あるいは報道機関から取材を受ける側、みんなの子ですから、法律に書いてある、ちょっと遠慮しなきゃいけないんじゃないだろうか、いろいろ考えなきゃいけないんじゃないだろうかというように萎縮の効果はどうしても出てきてしまう。

○枝野委員 まだ中身のところまで言っておりませんで、萎縮効果が働くんじゃないかということをお願いいたします。

報道機関には、例えば、紙媒体だけではなくて、国が免許を持っている報道機関などもありまして、この間、どこかの委員会が報道機関を呼んで、報道した中身について批判をするような審議がなされていたと聞いて私は唖然としたんですけれども、そういった免許を握られている報道機関にとっては、ますますその萎縮的な効果は大きいだろうというふうに思います。

おり、基本的人権とも言える自己情報コントロール権を守る、そのためには、皆さん、こういう基本原則を守ってください、それは当然だけれども、同時にそれが、表現の自由という、これまた大変重要な人権と矛盾、衝突する場合にどうするのかということについては全く配慮がなされていないから、そういう萎縮的な効果が心配をされる。

○枝野委員 お答えが十分に正面からお答えいただいているんですが、まず、今お答えの中で、法的効果がないとおっしゃっています。法的効果のない法律を何で我々審議しなきゃいけないんですか。

やはり、表現の自由というのは、たとえ他の分野のところ、例えば政治、行政の失敗があったとしても、表現の自由が守られているからそれを訂正、改善する余地が残るといふ、人権の中でも最も重要な人権でありますから、個人情報の中でも情報コントロール権と表現の自由とが衝突する場合は表現の自由を優先させるというの、基本的な原則として当然のことである。そういった思想をきちんとこの基本原則のところに置いておいて、表現活動、報道活動に対する萎縮効果が働かないようにするということは不可欠であると思ひますが、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 この第二章は、やはり、基本的な方針の宣明といえますが、日本国として個人の情報保護をするための考え方を書いてある条文だと理解しておりますので、あとの具体的な項目については他の章に譲られていく。したがって、おっしゃるような心配がないということですが、今まではお答えしてきたわけでございますが、そのあとは先ほど申し上げたとおりでございます。

○細田国務大臣 いろいろ法律を政府が提出しておりますが、その提出した法律の中に、いわゆる法律事項、国民の権利義務等に関連する以上、法律で制定しなければならぬ事項が盛り込まれているものでなければ法律にしよう意味がない、こういう議論は当然あるわけでございますが、すべての条文がそういうものにかかわらなければならぬというのではないわけでございまして、基本的な、いろいろな基本法というものもありまして、法律の中で、この法律の目的とするところはこういう方針に基づいてやるといふような立法例は極めて多いと承知しております。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

○細田国務大臣 いろいろ法律を政府が提出しておりますが、その提出した法律の中に、いわゆる法律事項、国民の権利義務等に関連する以上、法律で制定しなければならぬ事項が盛り込まれているものでなければ法律にしよう意味がない、こういう議論は当然あるわけでございますが、すべての条文がそういうものにかかわらなければならぬというのではないわけでございまして、基本的な、いろいろな基本法というものもありまして、法律の中で、この法律の目的とするところはこういう方針に基づいてやるといふような立法例は極めて多いと承知しております。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

○細田国務大臣 いろいろ法律を政府が提出しておりますが、その提出した法律の中に、いわゆる法律事項、国民の権利義務等に関連する以上、法律で制定しなければならぬ事項が盛り込まれているものでなければ法律にしよう意味がない、こういう議論は当然あるわけでございますが、すべての条文がそういうものにかかわらなければならぬというのではないわけでございまして、基本的な、いろいろな基本法というものもありまして、法律の中で、この法律の目的とするところはこういう方針に基づいてやるといふような立法例は極めて多いと承知しております。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

○細田国務大臣 いろいろ法律を政府が提出しておりますが、その提出した法律の中に、いわゆる法律事項、国民の権利義務等に関連する以上、法律で制定しなければならぬ事項が盛り込まれているものでなければ法律にしよう意味がない、こういう議論は当然あるわけでございますが、すべての条文がそういうものにかかわらなければならぬというのではないわけでございまして、基本的な、いろいろな基本法というものもありまして、法律の中で、この法律の目的とするところはこういう方針に基づいてやるといふような立法例は極めて多いと承知しております。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

○細田国務大臣 いろいろ法律を政府が提出しておりますが、その提出した法律の中に、いわゆる法律事項、国民の権利義務等に関連する以上、法律で制定しなければならぬ事項が盛り込まれているものでなければ法律にしよう意味がない、こういう議論は当然あるわけでございますが、すべての条文がそういうものにかかわらなければならぬというのではないわけでございまして、基本的な、いろいろな基本法というものもありまして、法律の中で、この法律の目的とするところはこういう方針に基づいてやるといふような立法例は極めて多いと承知しております。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

○細田国務大臣 この問題は、いろいろ有識者も入れながら御意見を伺いながら、どういう法体系で検討したいかという御議論をいただいたわけでございますけれども、確かに枝野議員がおっしゃいますように、この法律は一種の二階建てのような形をして、どちらを一階と言うかわかりませんが、基本原則については、いわゆる官の部分も含めてカバーするような個人情報保護に関する基本規定といえますか考え方を置いてあり、それがおっしゃいましたような基本原則でございますが、それに加えて、今まで法律的に未整備であった部分、民間の部分については、より詳細に規定が行われておることでございます。

次に、この基本原則、先ほどお話ししましたとおり、規制法部分については報道などに配慮した一定の適用除外がありますが、この基本原則についてはいわずに適用除外は全くありません。それは、基本原則なんだからみんな考えてください、それは報道機関だろうと何だろうと別に規制をするわけではないんだからいいんじゃないかというお考えなのかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、それは、報道機関あるいは報道機関から取材を受ける側、みんなの子ですから、法律に書いてある、ちょっと遠慮しなきゃいけないんじゃないだろうか、いろいろ考えなきゃいけないんじゃないだろうかというように萎縮の効果はどうしても出てきてしまう。

○細田国務大臣 この問題は、いろいろ有識者も入れながら御意見を伺いながら、どういう法体系で検討したいかという御議論をいただいたわけでございますけれども、確かに枝野議員がおっしゃいますように、この法律は一種の二階建てのような形をして、どちらを一階と言うかわかりませんが、基本原則については、いわゆる官の部分も含めてカバーするような個人情報保護に関する基本規定といえますか考え方を置いてあり、それがおっしゃいましたような基本原則でございますが、それに加えて、今まで法律的に未整備であった部分、民間の部分については、より詳細に規定が行われておることでございます。

○枝野委員 法律効果を持たない条文の法律があるということは別に全然否定しません。だけれども、なぜ法律効果がないのにこんな規定を置かな

きやならないのか、世の中の反発も強いのにというところに対するお答えには全くなっていない。こういう法律を置くこともあり得るという説明にはなっているけれども、なぜ置かなきゃならないのか。問題が多いところなんだから、置く必要ないじゃないですか。

○細田国務大臣 これほど反発が多いとはちょっと予想されなかったんではないかと思えますけれども、中身は、個別に条文を虚心坦懐にござらいたくどと、いわば、先ほど枝野先生が言われましたように、規制がこれによって行われたり権利が抑制されたりする根拠となる条文はないわけでございます。

しかし、先ほど申しましたように、それが社会的に見ていろいろなおそれがあるという御議論は、これはいろいろな政治的御判断もあると思っております。

○枝野委員 報道等の萎縮効果のことを先ほど来申し上げております。大臣御自身が、報道機関等ですな、猛反発しているのは、こんな猛反発するとは予期していなかったと今お認めになっちゃっているわけですね。萎縮効果だなんという、そんなことについても全然予測つかないはずですよ。だって、こんなに反発受けるということすら当初予想されていなかったぐらいですから、この法律ができたときにどういふ萎縮効果が出るかなんて予想つくわけじゃないですよ。違いますか。

○細田国務大臣 いや、そういうことを申し上げているわけではございません。一般的に、国会の議論においてもそういうことを問題提起される党が多いということも含めて申し上げております。

○枝野委員 皆さんより近いところにいる国会の中ですら予想つかないのに、どうして外側にいる報道機関が、どれぐらい、この法律をどう受けとめるかと予想つくんですか。全然説得力ないですよ、今のお答えは。

○細田国務大臣 しかし、先ほど議員から、効果がない条文であれば削除せよということをおっしゃいましたように、これはやはり、基本原則と

して基本方針が定められておることとお認めになつていないのではないかとと思うのですが。

○枝野委員 これ以上水かけ論してもしょうがないので、時間もありませんから、ほかに指摘をしておかなきゃならないところを申し上げておきます。

この基本原則部分のところにしても、それに基づいてつくられる規制の部分のところにしても、ここには一番大事なことが欠けている。

確かに、個人情報、いろいろな種類の個人情報があつて、例えば、知らない人が住所を知つていたりするのは気持ち悪いな、いろいろなことがありますが、何よりも、それぞれの皆さんがこの情報を人に勝手に流通してもらっちゃ困るといふ、いわゆるセンシティブ情報というものがあつて、例えば、思想、信条、人種、民族、門地、犯罪その他非行に関する事実や、あるいは健康に関することなど、病気にすることなど、あるいは性的嗜好や性生活に関すること、こういったいわゆるセンシティブな情報というのがあつて、特にきつと枠をはめて勝手に流通させないということが、何よりも、個人情報保護法を待っている、自分の情報のコントロール権をしっかりと持たなければならぬと思つて立場からは一番重要なことです。

ところが、こういったことについては、基本原則の中の第五条で含まれるという説明もあるようですけれども、具体的には何も書いていない。規制の部分のところについても、わけのわからない幅広の網をばさつとはかけているけれども、こういうセンシティブな情報はしっかりと守るんだという規制には全くない。これはもう致命的な欠陥で、このセンシティブ情報の話がしっかりと出てこない法律をつくつたって実質的な効果は全くない。これはもう最大限の欠陥であると言わざるを得ませんが、いかがですか。

○細田国務大臣 センシティブ情報というのは明確に定義することが非常に難しいわけございま

して、例えば、保険会社と契約するときに、あなたの病気の既往症は何であるかということは書かれますが、それはセンシティブであつても保険会社にとっては必要なことかもしれない。クレジットカード会社は、あなたは持ち家ですか、借家ですかなくて書かせていますね。ああいうことも本当はセンシティブかもしれないし、やはり目的に即して、確かに個人の側から見るとセンシティブな情報がある。それが、実際にある契約等をする場合には、それをどのように考えていくかというところは、個々に、個別の法制度、施策ごとにきめ細かく措置することが必要であつて、その必要性を否定しているわけではございませんが、センシティブ情報ということ、具体的に、では、何なのか、病歴なのか財産なのか何なのかというようなことはなかなか言いたいということを御理解いただきたいと思つてます。

○枝野委員 今の前段の御答弁は撤回していただかないと、これ以上審議できません。

何考えているんですか。生命保険会社に自分の健康状況がどうですかと報告する、個人情報保護法の対象の問題ですか、そんなことは。クレジット会社に自分の財産状況を説明しないと金を貸してくれない、説明する、この法律の対象の話ですか。そんな理解だったら、こんな大臣と話ではないです。

○細田国務大臣 それについて、もちろん法規制がございますし、いろいろな状態がございます。が、いわゆるセンシティブ情報というものがいろいろな例があつてなかなか確定できないということとをちよつと例示として申し上げたわけございまして、何々会社、何々会社ということとは、余計なことを申しました。

○枝野委員 今のは説明になっていないですよ。いいですか。センシティブ情報何であるかというこの定義づけは難しい、それはおっしゃる通りです。それはそれでちゃんと議論しなきゃならない。だけれども、何で今、その例で、生命保険会社に健康情報を出します、あるいは金融会

社に自分の財産状況を出します、任意で、当事者間で、バイで取引されている個人情報その当事者がしっかりと持っている、当たり前のことであつて、この法律の適用と全然関係ないじゃないですか。

そんな関係ない例を出して、何か、いかにもそんなことを規制しちゃつたら生命保険できないじゃないかとか、金融できないじゃないかみたいな、そういうごまかしの答弁をしないでください。

○細田国務大臣 門地とかなんとかというような御質問をされましたものから、一体、センシティブ情報というものの自体的収集、利用の原則禁止を明確にすべきだという御趣旨が何であるか、具体例が私にもちよつと理解できなかったんです。

○枝野委員 いいですか。本当に時間をもつたいたないので、とめてほしいぐらいなんです。

この法律では、何らかの手段で、本人の任意の場合が多いでしょうけれども、何らかの手段で情報が入つた、例えば、生命保険会社が当然病歴情報などを御本人からいただく、それは必要なことだし、本人の任意で出しているんですから、そんなもの、規制の対象にどこか入っているんですか。それを受け取つた生命保険会社が横に流したらだめだという規制であつて、生命保険会社に渡すこと自体については全然規制の対象になつていないじゃないですか。そのところを、意図的にごまかしのうちに、さつきさういつた例を出してセンシティブ情報を規制の対象にできないとおっしゃったんだつたら非常にひどいごまかしだし、わかっているじゃないですか。どつちなん大臣を相手に質問してもしょうがない。どつちなんですか。

○細田国務大臣 先ほど申し上げました例も、集めた情報を保護するということでは、この法案の対象になつていないと存じます。

○枝野委員 だから、だつたら、生命保険会社が例えば健康についての情報をとつたって全然問題

ないじゃないですか。全然問題にもなっていない。ちょっと整理してもらってください。(発言する者あり)

○佐々木委員長 ちよっと待ってください。

大臣、調整の必要あるとすれば、どうぞ調整してください。よろしいですか。

○細田国務大臣 それでは、もう一度お答えいたします。

ある情報がいわゆるセンシティブ情報であるかどうかにつきましては、個々の情報の種類や内容のほか、利用目的、利用方法によって大きく左右されるものであり、何がセンシティブ情報であるかを明確に定義することは非常に難しいと思っております。一九八〇年のOECD理事会勧告の解説メモランダムにおいても、センシティブと万人に認められるようなデータを定義づけることは不可能であるとされているところであります。

したがって、いわゆるセンシティブ情報の収集、利用を含む取り扱いについては、必要に応じて個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置することが適当であると考えております。

○枝野委員 先ほどの生命保険会社云々とかという答弁は、そうすると撤回していただいたと理解したいと思いますが、ぜひ理事会で後で議事録から削除していただきたい。お願い申し上げます。

結局、センシティブ情報の定義が難しいということしかないんですよ。でも、難しいから、ではそんなことをやらなくていいのかという話にはならないわけで、確かに、万人がこれはセンシティブだ、人によってこれはセンシティブだと思える情報、そうでない情報、ありますよ。だから、法律できちっと定義をつけて、大方の人たちがこれはセンシティブ情報だと思っていることについてはきちんとして守りますね。世の中の八割、九割の人がセンシティブだと思っていない、だけれどもおれはセンシティブだと思っているものなら、それは法規制の対象にはならないでしょう。それはそのとおりです。だから、国会の中で、何がセンシティブ

ブかきちんと議論をするんだということであります。

時間がなくなりますので、実は、この後に申し上げる、本当はそこに時間をといたかったんですが、いわゆる規制法部分のところなんです。報道機関を適用除外にする。だけれども、こんなものでは、ジャーナリスト、フリージャーナリストはどうするんだとかいろいろ議論が出ています。実はこれは、ばつと幅広に網をかけて、ここそこだけはお目こぼししてあげますだなんていう法律のつくり方をしたから、自分はお目こぼししていただけ適用除外に入るのかどうかということが大変深刻な問題になる。

簡単なことです。個人情報を持つのは、みんな持ちます。個人だろうと何だろうと。だけれども、一般市民、消費者の立場から見ると、今のそれこそ生命保険会社の健康情報のように、取引する上でこういう業者にはこういう情報がどうしても集まっちゃうね、そういう情報が漏れてしまうと困るよね。実際に、漏れてしまうことで迷惑を受けている、自己情報コントロール権の侵害になっているというようなケースというのは、ある一定の業種のところに特定されている。もちろん、今後ふえていくかもしれない。

その問題のところだけ抜き出して、その業種のところについて規制をしますという限定列挙で規制対象を決める、ポジティブリストにする。そうすれば、どこまでが報道の範囲だとか何だとかなどというややこしい話は全部すつ飛ぶんです。それで大方の、この法律をつくったとしても一〇〇%個人情報を守り切れるわけではないわけで、それが、今まで九〇%だったのが、ポジティブリストにすれば、それは九〇%より小さくなるかもしれない、八八とか八九は大体カバーできますよ。これは明らかに、この法律の報道などのところについての問題点を解決するためには、ポジティブリスト化する以外にあり得ないと思いますが、いかがですか。

○細田国務大臣 ポジティブリストにいたします

と、例えばこれは業でポジティブリストにするということになると、金融業だホテル業だ地図作成業だ何だという新しいサービス業もございまして、どうも網羅性という意味では、なかなかやばい、一〇〇%カバーしようと思っても難しいのではないかと思いますので、実際に諸外国の例も勉強したようでございますが、ポジティブナリストで業種等を列記している例はないように聞いております。

○枝野委員 これまた政府の御答弁としては全く説得力がなくて、例えば訪問販売法の適用になる業種、一〇〇%じゃないですよ。新しい業種が次々と出てきて、そして問題にしていかなきゃならない。だから、やはりポジティブリストなんですよ。新しい問題が出てくるたびに法改正をしてその規制対象の業種に加えていっていいんです。新しい業種が出てきて対象に追加しなきゃならないという問題が出てきたら、毎年でも法改正して加えていきやいんです、ポジティブリストの中に。税法なんか毎年改正しているんですから。

というので、全く今の説明にならない、理由にならない。リストは幾らでも我々はつくりやすから、御心配なさらないで結構であります。

最後に、あと二問聞かなきゃならないので、簡単にお答えをいただきたいと思っております。もう一つ、幅広にばあんとかけていることの問題は、しかもばあんと規制をかけたその監督はだれがするのかという、それぞれの業種の主務大臣がやる。これがまた根本的な間違いで、ただでさえ行政指導その他で各省庁の主務大臣は民間に對して影響力を持っている。そこにまた、この個人情報で、中の、持っている、調査ができるとかなんとかだなどという権限を与えたら、ますます、行政とそこに規制を受けている業者との間の力関係で、役所の言うことを聞かなきゃならなくなる。

役所の言うことを聞いていると、日本の金融界のように、大蔵省の言うことを聞いているからこんなめんどくさなことになるってしまつたといっ

て、日本経済全体をだめにするんですよ。経済政策的な問題点からいって、所管大臣、主務大臣に権限をこれ以上あやすだなどというばかみたいな、社会主義的な政策を自民党が出してくるというのはいわゆるわがわがなんでしょう。

監督をする機関がどうしても必要であるならば、独立行政委員会方式でやるしかないと思っておりますが、この点については、独立行政委員会では、独立行政委員会を置けばいいじゃないかという、政府全体の行政機構の観点から官房長官と、お二人にお伺いします。

○福田国務大臣 本法案に定めますこの義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規定する、こういうことでございます。したがって、各事業を所管している大臣等がこれに伴う個人情報の保護に関する事務についても一体的に行っていくことが合理的かつ実効的であるというように考えております。

それで、新たな第三者機関、これを設置いたしますと、既存の行政機関と事務が競合しまして責任関係が不明確になる、こういうおそれがあります。さらには、地方組織を含む膨大な組織の整備、これは行政改革の流れにも反する、言葉をかえれば屋上屋を架する、こういうことになるのではなからうかと考えております。

○枝野委員 必ず行政改革に逆行すると言っていますが、基本的に、そこに何人の職員を置いてどれだけの給料を払うかということで国民の税金が使われるかどうかというのは変わるわけであって、独立行政委員会を置いたから自動的に行革に反するだなどというのは、見せかけの、表での、役所の数で行政改革だと言っている橋本行革以来のまやかashiをお認めになっているとしか言いようがない。

総務大臣においでいただいているので、一点だけ最後に。行政機関の個人情報保護法について、一番最初に申し上げた、基本法があつてそれぞれにある、

そういう構造になってないから、行政機関の個人情報保護法についても一緒に巻き込まれ、トラブルになっているんです。切り離すべきだと思いますか。

○片山国務大臣 今回の個人情報保護法は、基本法の部分と一般法の部分とありますね。基本法の部分はすべてに、官民を通じる、一般法の方は主として民間で、こういう構成になっております。

やはり特別法というのは、特別に決めることが多いものが特別法になるべきで、私は、今のこの法制が、基本法と一般法、民間の一般法と全体を通じて基本法が一緒になっている基本法制、それを受けて特別なものを相当決める行政機関の個人情報保護法、こういう構成は一つの適当な考え方ではないかと思っております。

○枝野委員 最後に、一点だけ指摘しておきます。

特別法と言ったつたら、民間に対する規制を政府、行政機関にも全部おぼせた上で、その例外あるいは上乗せ、横出しとして行政機関の、これだったら特別法と言えませんが、民間のところへの規制は政府には免除しているというのは全く説明になっていないということを指摘して、同僚議員とかわりたいと思います。ありがとうございました。

○佐々木委員長 以上で枝野幸男君の質疑は終了いたしますが、先ほど枝野君から御指摘のあった件につきましては、後ほど理事会で協議をしたいと思いますので、御了承ください。

次に、細野豪志君。

○細野委員 枝野議員に引き続きまして、民主党の立場を踏まえての質問をさせていただきたいというふうに思います。

細田大臣、先ほどから御答弁をされていて、今度の内閣の改造で新しく御担当になったということとでございまして、個人情報保護法案担当はもうこれで大臣が三人目ということになります。正直言いまして、この法案を政府原案をベースに議論をされるというのは大変だな、お気の毒だなという

う思いすら持つわけですが、これはやはり原点に返って、もう少し法律全体の枠組みから議論すべきだと私は特に非常に強く思います。

先ほどの枝野議員の質問からも出ていましたけれども、きょう、政府がつくっているこの三角のいびつなピラミッドを皆さんの手元にも配らせていただいています。この図はどう見てもやはりいびつな図です。

先ほど細田大臣は、いろいろな有識者の方から話を聞いてこの法律ができたんだとおっしゃったけれども、ここ数日間の動きを見ておきますと、実は、個人情報保護検討部会というのが、これは一九九九年の十一月に中間報告を出しています。個人情報部のこの分野の大家である堀部先生、堀部大臣、御存じですね、堀部先生が毎日新聞の取材に対して、基本原則の趣旨は義務規定で生かされているので、基本原則はかえって過剰な規制になるとはつきりお答えになっている。

堀部先生に関しては、民主党の部会にも出ていただきました。政府の中で検討過程において、御自身の考えているところ、知見が十分に生かされていなかったというような不満を述べられました。

先ほど大臣は、有識者の方々から意見を聞いてこういうのができたんだとおっしゃったけれども、一体、ではその有識者というのはだれなのか。堀部先生が、これは法制化の専門委員会にも出ておられる、そういう方が今こういうことをおっしゃっているというのか。これは率直にぜひお答えをいただきたいと思っています。

○細田国務大臣 平成十二年に法制化専門委員会の最終会合がございまして、最後のところで堀部座長からこういう御発言があったわけでございます。余り申すと、それこそ個人情報みたいになるかもしれないが、ちょっと申しますと、「今回、こういう形でまとまりました大綱を見ますと、検討部会で構想をしていたものよりもはるかにレベルの高いものになったのではないか」と思

ます。」中略、「是非この大綱を基に政府におかれましては一日も早く、我が国における個人情報保護法制化の作業を進め、来年の通常国会には是非提案していただきたい」という取りまとめをされました。

ただ、その前の段階からは、どういうあり方がいだろうかという御意見はあったことは事実でございますが、最後はやはり、こういう委員会でございまして、最後はやはり、皆さん、堀部先生も含めて御納得されたと思います。しかし、その後のいろいろな情勢変化もございまして、それ以上申し上げるのは失礼かと思ひまして、私どもとしては、そういった作業をもとに、先ほど総務大臣からも御答弁ありましたけれども、こういう形で立法化の作業をしたわけでございます。

○細野委員 大臣、堀部先生がレベルが高いとおっしゃったのは、決して法律のレベルが高いということじゃないと思います。規制のハードルが非常に高いので、この規制がほかの部分に、基本原則などを通じてメディアなどに萎縮効果をもたらす可能性が高い意味で規制のレベルが高いとおっしゃったんだというふうに思います。

一点、ちょっと確認をしておきたいんですが、その後、個人情報保護検討部会に法制化専門委員会というのができていますね。そこにも堀部先生は参加されていますよね。その最後に、大綱が確かに出されているんですが、十月に出された大綱の直前、九月二十二日に、堀部先生は堀部試案というのを出されている。堀部試案はどういうものかという点、これは、もう基本原則は外そうとはつきり出されているんですね。このことについては、間違いなくそういう提案があったということはお認めになりますか。

○細田国務大臣 おっしゃいましたように、当初そういう御意見があつて、非常に大きな議論が行われて、それで最終的な報告がまとまった。したがって、基本的には、後の御意見を伺っているかと、個人的な御見解は余り変わっておられないかなとは推察しております。

○細野委員 いや、当初ではなくて、大綱が出る直前に堀部試案が出てきたということについてはいかがですか。

○細田国務大臣 私は、今伺っているところでは、最終会合において堀部先生は、おまとめになるというお立場から、こういうことで提出していただきたいということをおっしゃったことで御納得されたのかなと。

これは書いたものを見ているだけでございまして、多分、堀部先生が今どうかとお尋ねすれば、ちょっと違う御意見らしいということとは承知しておりますが、ただ、経緯から見ると、堀部先生の御意向を全く無視しながら法律をつくったとか法律案をつくったということでないことだけ御理解いただきたいと思います。

○細野委員 堀部先生が座長をされていた検討部会の方では、中間報告が出ていますね。その中では、基本原則について、ある程度法規制をきちっとしよう、法律としてつくろうというのが出ています。ただ、この三角の下の部分、民間事業者の義務規定の部分に関しては、信用情報と医療情報と電気通信分野に限って個別法を検討しようとして出ているんですね。検討部会の堀部先生が仕切られたときの状況から、法制化専門委員会に行つて、堀部先生はそこで不満を持たれてこういう試案を出された。当初考えていたものと全然違う形になっているんですね。

これは、さつき大臣が答弁されたような有識者の意見を反映したのではなくて、個人情報保護をいかにつくるかというので、政府内でこの方針があったんでしよう。違うんですね。

○細田国務大臣 やはり委員会がございまして、最近もいろいろな委員会があつて、意見がけんけんがく行われているようですが、やはり多様な御意見があると思います。その中で最終的に合意に達していただいたものだとして理解して、それをもとに立法化作業をしたということでござい

ます。

○細野委員 過去の経緯を、私、割と丹念に見た

んですけれども、どう考えても、この検討部会から法制化の段階に向けて差があります。なぜこの三角印のこういう形になっているのかということ、どう考えても正当性がありません。そこを率直に大臣に考えていただいて、もしそういう考え余地があるというふうにお考えになるのであれば、堀部先生からも直接ぜひ話を聞いていただきたいと思ひます。与野党でもいろいろ話し合いがされることを期待しますが、そのことはこの場をかりてきつと細田大臣に要求をしておきたいと思ひます。

もう一点、枝野大臣に関係する部分で、若干私の方で補足で聞きたいことがございます。基本原則のところですが、先ほどこれは法規規範性がないというようなことをおっしゃった。(発言する者あり)細田大臣に対して、枝野委員の質問の追加で聞きたい。失礼しました。ちよつと半年ほど時期が早かったかなという感じがいたします。失礼いたしました。

この法規規範性はないという趣旨のことをおっしゃいましたけれども、私、いろいろな方と話をしています、どうしても出てくるのが、これは本当に裁判に持つていかれたときに、この基本原則の部分が趣旨として反映されて裁判規範性が出てくるんじゃないか、これは皆さん共通して心配しているんです。

過去の委員会でも何度かこのお話出ましたけれども、この部分に関して明確な答弁はいただいていないんですね。これが裁判規範性を持つ場合、適正な取得でないかどうかということがメデアにおいて判断の材料となる可能性がある。これは絶対ないとお考えですか。この部分、非常に重要だと思ひます。お答えください。

○細田国務大臣 法文上はそういうことはない、と理解しておりますけれども、今出てくる御議論あるいは細野議員の御議論は、こういった規定をベースに、例えば民事等において非常に実質的に大きな影響を与えるという社会基盤が日本にはあるのではないかと云われれば、私はそういう可能

性を一〇〇%否定するものではありません。

しかし、日本は法律上決められた規定によりまして権利義務の創設あるいは規制を行っている法治国家でございますので、基本原則からいへばそのようなおそれはないと思ひておりますが、ただ、そこで政治的、社会的な影響、心理的な影響、あるいは裁判への影響ということをお心配になる方も多いことは認識しております。

○細野委員 私が聞いているのは、社会的な影響とかということではなくて、その中の裁判規範性があるかどうか、裁判でこの部分が引用される可能性がないと大臣が断言されるんですかということをお聞いているんです。

○細田国務大臣 まず、基本原則の努力義務違反をもつて裁判所に訴えることは困難であると考えますが、プライバシー保護を理由として民法上の損害賠償請求訴訟等が裁判所に提起されている場合、その違法性の判断要素の一つとして基本原則が活用されるという考え方はあると思ひます。

しかしながら、取材、報道活動についていへば、法目的において個人情報への配慮と個人の権利利益の保護という利用と保護のバランスを明確にしているところであり、基本原則の解釈に当たりまして、報道の重要性、公共性、取材の困難度、本人の権利利益保護の必要性等を考慮すべきことを求めているところであります。したがって、基本原則が違法性の判断要素とされたとしても、判例の考え方であるケース・バイ・ケースの利益衡量という基本的姿勢を変えることはないと考えております。

○細野委員 後段のバランスなんという話は当たり前ですよ。それは、報道の自由とプライバシーの問題は常にバランスの問題があるんですから。ただ、大臣、前半で非常に重要な答弁をされたたね。この法律の基本原則の部分が裁判規範性を持つ可能性がある。これ自体で訴訟を起こすことはできないにしても、これは裁判規範性を持つ可能性があるという部分に関して、大臣、否定できないということよろしいんですね。この部分

だけ答弁ください。

○細田国務大臣 民法上の損害賠償請求訴訟等が裁判所に提起されている場合、その違法性の判断要素の一つとして基本原則が活用されるのと考え方はあるのではないかと思ひております。

○細野委員 全く法規規範性ない、法的効果はないとおっしゃったけれども、裁判所でこれがあつたというの、明らかに先ほどの枝野委員に対する答弁と異なりますね。

加えて言うなら、裁判規範性がないのに、なぜ萎縮効果がないと言えるのか、報道機関に対する萎縮効果がないと言えるのか。これは全くつじつまが合わないんですよ。

○細田国務大臣 基本原則の努力義務違反をもつて裁判所に訴えることは困難である、これをもつて権利と主張したり義務と主張することはできない。しかし、そのことがこの法律の条文の存在によつて影響を与える可能性はあるということとは否定できないというふうに思ひます。

○細野委員 裁判規範性があるということは法的効力があるということですね。それで訴えられない、訴えられないという話をしてるんじゃないんです。法的効果はあるということですね。この部分、再度きつと答弁してください。

○細田国務大臣 要するに、罰則の公権力行使の法的効力がないということをおっしゃっているわけでごいまして、法文上、そういう効力がないということをおっしゃっております。(発言する者あり)

○佐々木委員長 大臣、その点いかがですか。調整の必要があるなら答弁調整してください。(発言する者あり)ちよつとお待ちください。

大臣、いいんですね。どうぞ調整してください。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐々木委員長 速記を起こしてください。

細田国務大臣。

○細田国務大臣 今申し上げましたように、基本

原則の努力義務違反をもつて裁判所に訴えるのか、それから例えば罰則等に結びつくような法的効果はないという意味での効果はないわけでごいします。それに対して、このような規定があることが全く何の世の中に対する影響力がないかどうかということについては、民法上の損害賠償請求訴訟等におきまして何らかの判断がなされる可能性は否定できないということでごいします。

○細野委員 いや大臣、罰則がないなんて法律、山ほどあるんですよ。それをもつて法的効果と関連づけるのは全く矛盾していますよ。だから、要するに裁判でこれが利用される可能性がある、これが裁判規範として生きてくる可能性があるというの、法的効果があるという話でしょう。この部分は、先ほどの細田大臣の答弁と矛盾するんじゃないですかということをお聞いているんですよ。

○細田国務大臣 いや、おわかりになつておつたけれども、解釈原理として働くかどうかということについては、裁判所の自由心証主義のもとで考えることではございますが、その可能性については否定できないと申し上げてございします。ただ、法律上の効果としてはないということをおっしゃっているわけでごいします。(発言する者あり)

○佐々木委員長 ちよつとお待ちください。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○佐々木委員長 では、速記を起こしてください。

では、改めて細田国務大臣、答弁。

○細田国務大臣 矛盾したことを言っているとは思ひておりません。

基本原則というのは、基本的に、いわゆる法的な拘束力を持つものとして、これをもつて訴訟を提起したり権利義務が発生したり、そういうものでないということは申し上げておるわけでごいまして、細野議員が御質問になりましたのは、例えば実際に民事訴訟等が起こった場合に、その場合においても全く影響がないような規定なのかと

いうことをより具体的にお尋ねになりましたので、これにつきましては心証の形成の上では働く可能性があるということを申し上げたわけでございます。(発言する者あり)

〔速記中止〕

○佐々木委員長 速記を起してください。

それでは、今の答弁に矛盾があるかどうかは、これは速記も起してみなければならぬということですので、これはちょっと留保をしておいていただいて、後ほど理事会で協議をするということにしたいと思っておりますので、どうぞ、その点を御了承いただいて、質問を続行してください。

○細野委員 明らかに法的効果の中に解釈原理というのは含まれますね。解釈するのは法律しかないんですから。これは後で議事録を見ますが、大臣、きちっと確認してください。

加えて言うならば、基本原則の部分の効果がこれだけ大臣ですら答弁に困るんですよ。(発言する者あり)明らかに困っているじゃないですか。法的効果がないと言った後に、解釈原理がある。解釈原理というのはもろに法律の解釈でしょう。法律の解釈じゃないですか。この部分に關して、我々が聞いていてもよくわからない。大臣も混乱されている。やはり、この基本原則というのはまずいんですよ、特に下の義務規定とひつついてから。少なくともここをちゃん切って、別に議論をして、義務規定は義務規定でどういものがいいの議論をして、基本原則は基本原則で、では必要があるのかどうかというところから議論をし直さないと、この法律はきちっとした議論スタートできないんですよ。

大臣、この部分はもういいです。いいですが、この大臣の答弁に、私、この部分、象徴されていると思いますよ。ぜひそのことを考えをいただきたいというふうに思います。

一つ、私、ちゃんと確認をしておきたいんです、ポジティブリストの部分で、時間もわずかに

なつてきましたので伺います。

この個人情報の取扱事業者、これがほとんど例外を除いてネガティブリストになっていて、規制対象になってきている。この義務規定の部分もそうなっています。我々が心配しているのは、これは営利だろが非営利だろが規制対象になってくる。個人だろが企業だろが団体だろが、これは規制対象になってくる。要するに、だれが規制対象になってどういう法規制を受けるのか、おまけに立派な罰則までついているんです、これは。その部分を問題にしているんです。

先ほど枝野委員の方からは、ポジティブリストの方がきちっと明確じゃないかということをお願いしました。本当にこれは規制対象が明確になっているのかどうか、私は大いに疑問を持っています。藤井審議官は個人情報五千件持っているぐらいのところかなというように、新聞でばらっと言われています。そこはちゃんと固まっているんですか。この部分が非常に漠然としたまま法律が走ると、本当にこれはさまざまな問題が出てくる可能性がありますよ。大臣、ここはきちっと答えてください。

○細田国務大臣 五千件以上のデータを保有しているというのは、今事務方が持っている基本的な基準の一つであります。

それは、一般的な中小企業、小売業とか卸業とか町のサービス業とか、そういうところで持つております情報量を調査したところではとりあえず五千件程度ではないかということでございます。これはこれからの精査をする必要がありましようし、要は余り小さな企業で経営上支障が及ぶようなことは避けたい。この法律の目的はやはり大規模なデータを持つて処理するものであるから、どこかで線を引かなければならないんじゃないか。それは業によってではなくて、やはりそういうデータの量で考えるべきだと今は考えております。

○細野委員 五千件と決まっていらないんですか。○細田国務大臣 まだ法律自体が御審議いただきたい

ておるところでございますが、内々そのくらいがいいのではないかと事務的な積み上げはございます。それは調査によつてそうなっております。

○細野委員 先ほど大臣は、ポジティブリスト、すなわちこの業界が対象になりますよということをする、これは包括的にできないから問題だとおっしゃった。これを包括的にすることによって、だれが規制対象になるか、今の話では全然わからないうんですよ。これを法律にも書かずに、国会答弁、お答えできない。これはもう出して二年たつて、いろいろな心配をしている人がある中で、こんないいかげんなことで本当にいいんですか。

○細田国務大臣 非常に最近はこの手の事件が多うございまして、ことしに入ってから大きなもので二十件あるんです。しかし、これを見ても、食品メーカーであったりあるいは流通メーカー、あるいは住宅メーカー、パソコン教室、結婚情報センター、お菓子の会社あるいは航空会社、製造業者、住宅業者とかエステサロンというふうな、やはり業種が多岐にわたりますし、これからは皆産業が多様化しますので、私は、これは個別にポジティブリストでいうことは難しいのではないかと考えております。

○細野委員 今ききと例示いただきましたので、そういうリストを我々の方でも用意しますので、ぜひ御検討いただきたい。

きょう、私、実は行政機関の片山大臣に中心的に聞こうと思いましたが、率直に言つて、細田大臣、担当されて早々で恐縮ですが、大変答弁が不十分だと思ひます。それで、私なりに意見も申し上げましたけれども、やはりもう一度出直して、細田大臣にはせつかく新しく大臣になられたんだから、御自身の出身の通産省はもともとポジティブリストをつくつていたんですから、ぜひそこに、原点に立ち戻つていただいて御検討いただきたい、このことを細田大臣には最後に申し上げます。

それで、片山大臣に、済みません、もう時間がありませんので二点だけ聞きます。一つは、この法案の最大の問題の一つが罰則の部分にありました。前、山花委員の質問に随分長く片山大臣とやりとりをしていただいたことがありましたけれども、もう一度同じ表を配りました。

もう時間がないので端的に聞きますが、この左の部分、民間の部分に關しては、大体、利用目的制限、適正取得、これはさまざまな義務規定がありますが、これに違反をした場合は、政府の助言があつて、政府の勧告、命令があつて、それに従わない場合は、これは懲役六ヶ月以下の罰則があります。これはいいですね、間違つていませんね。

では、右側の部分、今度、官僚の部分ですね。これは、きちっと公務員法などで罰則を担保しているということは何度か答弁されているけれども、例えば一番上の利用目的の制限、これは、防衛庁の情報公開のリストが課税機関に回つたというふうな話がありました。あれは幸いにして利用されなかったということですが、それが広報に利用されていけば、情報公開を申請した人にとっては、これは大変な損害、被害ですね。そういうものが現実には起つてしまった場合に、これは罰則を法的に科すことは可能ですか。

これは私がつくつたんじゃないですが、静岡新聞のこの記事によると、そこは法的には罰則にはいかなない仕組みになっている。私も国家公務員法も読みましたが、どう見てもここは罰則が科せられないんですよ。この部分でございます。大臣、ばつと広げずにしゃべってください。お答えください。

○片山国務大臣 大変よくできた表でございますが、全体に、この表で右側の部分を見ていただければいいように、違反には懲戒処分をかけているんです。それから、国家公務員法上、守秘義務がございますので、これは罰則がかかる。これ以外に、犯罪として、例えば職権乱用罪だと公文書

毀棄罪だとか、あるいはこれによってお金を取ったりしたら収賄罪だとか……(細野委員)そんなことは聞いてないですよ」と呼ぶ)いやいや、だから、そういうものもかかるんですよ、総合的に。そういうことで担保していると我々は考えておりまして、全般的には懲戒処分になる、こういうことでございます。

○細野委員 聞いているのは、利用目的制限について、今言ったようなものもかかるんですか。利用目的制限ですよ。

○片山国務大臣 利用目的制限について、いろいろなケースがありますが、職権の乱用に当たるものがあれば、これは刑法の方で犯罪行為として罰則がある。国家公務員法の関係の罰則は、これは守秘義務違反だ、こういうことであります。

○細野委員 では、ぜひ具体的に、職権乱用、何があるのか。もう時間がなくなりましたので、正直、私、もう少し本当は、途中で答弁が不正確だったという思いがありますが、大臣……(発言する者あり)これはやった方がいかもしれないですね。罰則と懲戒、これは全然違いますよ、内部処分ですから。懲戒の効果がないんですよ、この数年間、我々はもう幾らでも経験してきて、それで幾らでも平気で皆さん天下っているわけじゃないですか。罰則というのは、これは場合によっては牢屋に入るとい話ですよ。罰金取られる、前科ですよ。全然違うじゃないですか。

さつき言われた、無責任な答弁されたけれども、利用目的制限で、では具体的にどういう事例の場合に罰則をかけられるのか、そのことをちゃんと答えてください。そうじゃないと、この部分に関しては官人格差が明らかにあるということ、片山大臣が認められたことになるということ、最後に申し上げて、お答えを聞いて、終わりたいと思います。

○片山国務大臣 職権乱用のケースはいろいろですから、一義的には申し上げられませんが、結局こういうことなんですよ。罰則というのは、具体的に権利侵害があって、それとのバランスが一つあるのと、これは犯罪構成要件というものがきちっと確立されなければなりませんので、そこで我々は、全体は懲戒処分をかける、それからあとは守秘義務違反、その他は刑法の犯罪、こういう考え方でこの法律を構成したわけでございます。

○細野委員 時間が来ましたので終わりますが、では、紙で具体的に出示してください、理事会でお待ちしていますので。このそれぞれについて、どういう形で罰則が科せられるのか、その部分に関して、明らかに官に甘い法律をつくっておい

て、これは全部通してくださいという話は通りませんよ。もう両方きちっと出直していただきたい、このことを私の方でお願いして、私どもとしても提案する用意がございますので、御検討をぜひいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○佐々木委員長 以上で細野豪志君の質疑は終了いたしますが、先ほど御指摘のありました点、答弁に食い違いがあるかどうか、これはまた理事会で、速記録なども検証させていただいた上で協議をしたいと思ひますので、御了承ください。

大臣の方も、その点もう一度よく精査をして、整合性が得られるようにしてください。

次に、小野晋也君。

○小野委員 この個人情報保護法案でございますけれども、第百五十一回国会提出でございますから、もうかれこれ一年半余り国会で審議組上のついているわけですが、私もずっと内閣委員会に所属する中で、この個人情報保護法の本質部分についての議論というのは、実はほとんど行われてこなかったような印象がございます。

もちろん、いろいろなこの個人情報保護法をめぐっての事件がありましたものから、その事件の処理的な議論がたくさんあったということではあるわけでありまして、しかし一方では、この個人情報保護法の必要性というものにつきましては、先ほど細田大臣から既に随分たくさん問題事例が実際に起っているんだというように御披露もございましたし、またきょうは消費者

団体の方も傍聴席にお見えでございますけれども、消費者団体の皆さんにおかれましては、やはり個人の権利としてこの情報保護という問題をきちんと取り上げてほしいということで、非常に強い御要請もでございます。

この法案、先ほど申しましたとおり、随分長い時間この委員会にかけられてきているわけでありまして、今後、内閣として法案成立に向けてどのような決意でおられるのか、まずこの部分からお尋ねしたいと思ひます。

○福田国務大臣 法案につきましては、早期成立を図る、そういう観点から、現在国会においてさまざまな御尽力をいただいております、こういうように承知をいたしております。

ただ、法案の取り扱いにつきましては、これは国会の権能の問題でございますので、政府としてこの取り扱いについて申し上げるという立場にはございません。

ただ、この個人情報保護関係五法案は、これはIT社会における国民生活を守るための基盤整備として不可欠のものである、こういうことでございまして、例えば、IT社会の進展によりまして大量の個人情報が処理されるというようなことになつておりました、国民が安心してIT社会の便益を受けられるようにする、そういう個人情報の取り扱いのルールを定める必要はどうしてもあるということがございますし、また、国際的に見ましても、EUのように、個人情報保護が十分でない国への個人情報の移転を判断する方針を出している、そういうことで、国際的にも整合性を保つた国内法制の整備が必要であるといったようなこともございます。

そういうようなことで、政府といたしましては、ぜひともこの速やかな成立をお願いしてまいりたい、そのように思っております。

○小野委員 この個人情報保護法の議論を聞いていながら私どもが痛感をいたしましたのは、今回の場合は、例えば報道関係の皆さん方ですとか雑誌記者の皆さん等々が、非常にこの個人情報保護

法案は問題があるという指摘をされて、強力な反対運動をされた。これは、新しい分野の法律をこれからつくるということではございますが、もともと情報世界というものに対しては自由が基本であつて、そこに拘束を与えること自身が問題があるというよう極端な議論をされる方もおられる世界でございますから、恐らくこういう御意見が多様に出てくるというのは当然のことなんでしょうというような認識を私自身としては持つております。

しかしながら、この個人情報保護法を一つの例として考えました場合に、国の基本方針をめぐつて多くの懸案が、特に小泉内閣というのは改革内閣ということ言うものでありますから、いろいろな問題について新しい指針を示そうとする。しかし、古いものはだめだということも言つても、新しいものの何が正しいかということとは必ずしも国民の合意が得られているわけではないわけですから、そのはざまにあつて、改革はしなきゃいけないけれども、ではどう改革するのかという、その具体案をめぐつてはなかなかその方針が決められないという基本的な問題をほらんだ一つの事例だったんだらうというような気持ちがありました。

そこで、ちょっとお尋ねをさせていただきたい点は、価値観が多様化する、しかも変化の時代と言われる中において新しい道を模索しなければならぬということとあつて、政府として、合意形成のシステムということについて、これから何らかの検討を加える必要があるのではなからうか。その具体的なイメージ、私は持つていないわけではございませんけれども、今までと同じ合意形成システムが十分機能し得るかどうかということについての検討がこれから必要ではなからうかという気持ちを持つて点がございしますが、御所見はいかがでございますか。

○福田国務大臣 委員のおっしゃる通りに、今まさに日本の置かれてある立場を考えますと、いろいろな変革をしていかなければいけない、そういう

う時期にあるわけです。ですから、そういうことについての国民理解というものは当然必要なわけでごさいます。そのためにどういう努力をすべきか、どういう方策をとるべきか、こういうことになるかと思ひます。

それはそれで、政府としても、あらゆる機会をとらえてこの合意形成のための情報提供、またいろいろな議論の開示とかいったようなものをしてきておるつもりでございませうけれども、そういうことについて、さらにいろいろな努力をすべきだろうというように思ひます。

そういう意味において、今、政府でタウンミーティングなどをいたしておりました、これは昨年一年間、全国、全県で開催いたしましたけれども、ことしもテーマを絞つていろいろな市民との対話をするという努力もしておるわけでありませう。また、ホームページも官邸で開いておるといふこともございませう。各官庁もホームページなどを、一生懸命努力して今充実に努めている、こういうこともございませう。あらゆる機会をとらえてそういうことについての情報提供の場を持つていかなければいけないと思ひます。

しかし、それとあわせてどうか、それよりも大事なのか、これはお考えいただきたいところでございませうけれども、この国会において、こゝでもつて合意形成を図るということが、これは法律をつくるとか物事を前進させるために極めて大事なことであるというか、一番大事なことでございませうので、この国会における合意形成をぜひ順調に図れるように、これはこれで国会の方に御尽力いただきたい、そのように思つております。

そういうことを総合して国民合意を形成していくということになるかと思つております。

○小野委員 これも一つの事例として取り上げるべきものなごさいますけれども、私は、今の日本社会はいろいろな面で混乱が増加わつてゐるような気持ちをしてならないわけですね。つまり、古来私たちの心情の中にずっと宿つてきたもの、日本の伝統といい、歴史といい、文化

といい、こういう生き方をすればいいんだということが、日本人の体の中にしみついてきたものが一方にあると思つてありますが、それに対して急速に、アメリカを中心としたところのスタンダード、俗にアメリカン・スタンダードとか、場合によればグローバルスタンダードとかいふことが多いわけですが、こういうものが不整合現象を今起こし始めているのではなからうかというふうに見えるところがあつてならないのです。

例えば、アメリカ的価値観ということでは、最近の動き等を見ていまして、非常に一神教的な考え方がいざとなると表に出てきてしまふ。御存じのとおり、日本の社会では多神教の社会であり、いろいろな価値観が併存することをこの社会は許そうとする社会であります。一つの基本的価値にあくまでもこだわろうという考え方は、なかなかこれは一つの一致した動きをやりにくい部分があるだろうと思ふのです。

それが、非常に過酷な競争主義的なものが見えらるる社会というのがアメリカ社会のように見えるわけですが、日本社会は、競争ももちろん大事だけれども、それ以外に調和的な部分というものが尊重しなければ社会はうまくやつていけない。これも大体、歴史、伝統を持つ社会の場合にはそういう価値観が存在するというのが普通だと私は思つております。

また、先ほど来、法律論の議論が随分たくさんありましたが、あくまで法律というところでの形式論みたいなもので物事を処理する傾向がアメリカ的社会には強いわけですが、私どもは、法律というもののよりも、むしろ人間の内面において物事が処理されることをよしとする気風というものもあるような気持ちをしてならないわけでありませう。

ちよつと一例を挙げてみたわけですが、これら、これらの、日本人が体質としてこれまで持つてきたものに対して、今急速にこの社会に流

れ込んできている価値観というものが非常に対立的なものであるがゆゑに、この日本社会が混乱し続けるのではないか、人々の心が迷つて立ちどまつてしまわざるを得ないという状況が生まれてゐるのではないか、こんなふうな印象を持つてしまふところがあるわけでありませう。

かつて明治の世には、江戸時代から明治に移つたときには、海外のいろいろな知識、技術が導入されるとは、御存じのとおり和魂洋才といふことで、日本人の魂は変えないけれども技術だとか知識だとかこういうものはどんどん取り入れていくこと。そこで調和させる知恵を日本人が持つて、思想的な葛藤というものを乗り越えてきた部分があつたような気持ちがあるわけでありませう。この変化の時代に、非常に大きな議論になつて恐縮ではございませうけれども、私は、日本としてどういう基本的な考え方というものが考え得るのか。

強制するということは、思想、信条の自由ですから、なかなかこれは困難な話でございませうから、そうではなくて、こう考えることができるのではないかとすることも一度整理して考えてみないと、技術や知識がどんどん入つてくるたびに、日本人の心がどんどん散り散りばらばらになつて、その心が崩れ壊れていってしまう。こういうことになつてしまつと、社会そのものも非常に混乱状態を脱することができないようなことになつてしまわざるを得ないのではないかと、こんな危惧を実は持つてゐるわけでありませう。

なかなかこういう答弁は難しい答弁だろうと思つてございませうけれども、日本人の心という問題、それから新しい技術をどう取り入れるかというふうな問題、これらのことについて何か御所見をお持ちになつておられましたら、お聞かせいただければと存じます。

(委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席)
○福田国務大臣 委員のおっしゃることは、お気持ちはよくわかります。また、お考えもわかりませう。それで、決して委員の言葉に逆らうつもりは

ありません。そういう考えも、私もないわけではない。

しかし、翻つて我が国の現状を見た場合に、これから我が国がどうやって生きていくのかということ考えた場合に、日本だけで生きていくわけにいかない、こういう時代になりましたね。ますますその傾向は強まつてきている。弱くなることはない。そしてまた、そういう傾向が強まつていく中で日本の特色を発揮できる場所があるのではないかとすることは、やはり考えていくべきではないかと思つております。

これは経済だけの問題ではありません。ひいては国際的な平和にもつながつてくる問題だといふように考えておられますから、そのことについて私は、あえて申し上げれば、国際社会といかに協調していくかということは極めて大事であるといふように思つております。そういう中で、我が国の特色をどういう面で生かしていくかといふことではないかと思ひます。

これは、我が国がこれからどうするかといふことをあわせ考えるべき問題であらうかと思ひますので、いろいろな考え方というものはあるのだらうと思ひます。委員もお持ちであらうかと思ひますので、私は、そういう考え方を一度整理する、そういうことも必要ではなからうかといふように思つております。アメリカのやり方はかりを見習つていければいいというわけではないと思ひます。

ただ、日本は、戦前から、アメリカ的なやり方というものは随分勉強してきました。特に戦後はアメリカ式一辺倒、こういうような感じにございませうけれども、その傾向は今でも続いていると思ひます。アメリカがそれだけ世界に対する影響力を持つてゐるということであらうかと思ひますし、それなりに世界的、国際的にも納得できるやり方をしてゐるという部分もあるんだらうと思ひます。ですから、そのいいところはやはり日本として、これはもう憶することなく取り入れていくべきだらうと思ひます。

しかし、中にはそうでないところがあるかもしれません。それは排除する、そういう考え方も当然必要でございまして、また逆に日本が持っているいいところをアメリカが取り入れるということも、アメリカはやっているんですね。お互いにいいところをとり合うということが大事なんだらうと思います。

いずれにしても、世界あつての日本ということも言えますけれども、そういう立場の日本を間違ひなくこれから運営していく、運営という言葉は適当でないかもしれませんが、そのために大にいろいろな議論を闘わせていく、そしてまた一つの方向性を見出していく、そういうことが求められていることだと思っております。

○小野委員 非常にいい御答弁をちょうだいいたしましたけれども、実は私は、この問題に関して、ちょっと個人情報保護法とはずれるような印象があるかもしれませんが、情報世界の秩序をどう形成するかという問題の基本部分の問題だろうという気持ちがあるところがあるんですね。

これまでは、アメリカにおいてコンピューターも開発をされれば、情報通信ネットワークもほとんどアメリカでその基準がつくられて、それが世界に広げられていくというふうなことがずっと繰り返されてくる中で、アメリカ的価値観までもこの情報社会の基本的価値観だというふうに思い違ひしてきた部分があつたのではないかと、いうことを危惧してしまっているんです。

世界は、御存じのとおり二百近い国と地域があり、それぞれの国においてもいろいろな文化がある、いろいろな民族がある、いろいろな思想や宗教がある。それらが一つの価値観のもとに統一されるのが国際社会をつくる道であるかという点には、そろそろ疑問を呈していくべきときが来つつあるんじゃないかと私は思えるんです。

便利なコンピューターだとかネットワークは、これは活用すればいい。しかし、活用するやり方を決める思想とか、それをどういうふう

する社会システムをつくるかというふうなことにあつては、それぞれの国家の考え方というのがあつてしかるべきだ。それらを守るからこそ、世界は多元的な世界を守り続けることができる。同時に、より可能性に満ちる社会にもなっていくに違ひない。こんなふうな一つの思想的背景を持っているわけでございます。

そこで、細田大臣にちょっとお尋ねしたいんですが、情報社会の問題の担当大臣ということになるわけでございますけれども、この日本型情報社会という考え方、アメリカのシステムをただ無批判に取り入れていくということではなくて、むしろ日本の文化、伝統というふうなものをもとにしながら、この日本ならではの情報社会をつくるべきじゃないかということはある意味では提唱すべきであると思つし、場合によれば、世界が二十一世紀になって非常に混乱を来すところが今見えていくわけでありまして、むしろ多元的な価値観を併存させる情報社会ということでは日本側から世界に提案できることなんではなからうかというふうな思いすら私は持っているところがございます。

○細田国務大臣 小野議員から大変高邁な御質問というか御所見がございまして、私もそのとおりだと思ひます。

アメリカとヨーロッパのやりとりなんかを見ておりましたも、微妙にいろいろな文化的な差異、そして映像のソフトやそういうものにおきましても取り扱いが微妙に違つておるとかいうことでも、ヨーロッパが自前の文化、伝統をできるだけ主張していきたいという姿を見るわけでございますが、日本にもそのような文化、伝統が長い年月を経てあるわけでございます。

ITの促進ということで、非常に社会資本の整備を行い、かついろいろな層、つまり学校の生徒からお年寄りまでIT教育を普及させるというこ

とが第一段階で行われ、そしてe-Japan計画で電子政府の実現ということをやっておりますが、要は、やはり日本国民一人一人が幸せといひますか、便利で、そして時間のロスのない、しかも情報の多い、しかも安全な社会を構築することが必要であるので、小野先生のおっしゃるようなことは絶えず追求していかなきゃならないと思つております。

○小野委員 実は、前段の話が随分長くなつてしまつたわけでありまして、私は、この個人情報保護法案というものは、情報社会における新しい世界を今つくつてきているわけでありまして、その技術の進歩の速さに比べてなかなか社会の側の意識ないしは法律というのが対応できないところ、この必要性が生まれているというふうな認識を持っているものでございまして。

今回の議論等を拝聴させていただきましたながら最も問題として認識をしてきたものは、自由、権利というものと義務、責任というものの、これはよく一体のものとして議論されるものでございます。自由があればそこには義務があり、そして権利があるというならばそこにはまた責任があるというふうなこともよく言われるわけでありまして、どうもこの情報社会においては自由と権利の主張ばかりが非常に強い、その一方で、義務、責任を果たさうという要素が非常に弱いのではないだろうかというふうな印象を私は持つてならないところがあるわけでありまして。

動は自由なんだ、自由だから何やたつていいんだというふうなことで、その投資行動の結果、何が生まれるかという結果に対しては全く責任をとりうとしないんですね。

こういう関係というものは二十一世紀の時代に果たして許されるものなんだろうか。自由があれば、そこには当然ながらその自由を行使することに伴う責任というものはあるはずですよ。権利があるならば、その権利を行使することによって人々が豊かに、幸せにならなきゃいけない、そういうような義務というものはあるはずだ。これが私は世の中の基本ルールだと思うのでありますが、余りにもこの情報社会というのが急速に立ち上がり、それが一気に広がつたがゆえに、この自由、権利と義務、責任というものが一致しない社会を情報世界の中でつくり上げてしまつたのではないかと、実はこういうふうな認識を持つていたわけでございます。

そこで、この個人情報保護法というものの、いろいろな御批判はありましたけれども、やはり自由と権利というもので、もう全く何ら規制はかけちゃいけないんだという情報社会論を主張される学者たちも随分たくさんおりました、そういう議論の延長線上にこの多様な議論がなされている部分があるような気持ちが出て来ないところがあつて、私は、自由というもののだけが単独に存在し得るものではない。

かつて、インド独立の父といつたらよろしいんでしょうか、ガンジーは、議論が混乱したときに、自分たちの自由や権利を主張するよりも、まず自分たちが何をなさねばならないか、その義務と責任の方をみんなの中で一致させて、そしてその上で自由と権利の議論をしたらあつたという間に問題は解決しますよ、こういうことを言われた言葉があつて、私はこれは非常に大事な言葉だと思つていて、私にはこれは非常に大事ですが、私自身の問題認識としてはそういうものがございまして。

この情報社会の義務、責任ということにつき

り、これらのものが法的な意味では例外的に、だから刑罰の対象にならないとしても、しかし、個人が本来持つべき基本理念という面では、この五つの理念というものは極めて大事な理念ではなからうかと私は考えております。この点についての御所見があればお聞かせいただきたいと思います。

○細田国務大臣 四つの分野において、個人情報の保護について例外規定、除外規定を設けておりますが、これは決して個人情報の保護の必要性がこの四つの分野において低いということで行っているわけではありません。むしろ、除外を受けたものについては、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置をみずから講ずるよう努力すべきだということと規定しております。我々政治の世界の者もこの除外の方に入っておりますのでございませうけれども、ぜひ我々も心してこのことは対応していかなきゃなりませんし、他の分野についても同様だと思っております。

○小野委員 とにかく、この個人情報保護法案につきましては、冒頭にお話し申し上げましたとおり、百五十一国会から始まってもう一年半余り、この委員会に付託をされて、なかなかそれが進展してこなかった課題でございませう。

いろいろなところでこの必要性が指摘をされながら、調整も行われながら、今後の取り組みをどうするかということに議論が進められていて聞いていますところでございますけれども、これはもうとにかく一般の人たちを含めて最小に情報社会に対しての規制をかけようという、第一歩を記すのがなかなか難しいタイプの法律なんだろうというふうに思うわけですが、しかし一方で、先ほど申しましたとおり、現実にはこの課題において問題を認識される方々がたくさんおられるわけでありませう。

ですから、国としても一面柔軟な対応を持ちながら、この個人情報保護法というのはあくまで国民生活の権利を守るものである、それには情報社会といえども義務が伴う、また責任が伴うという

ふうなことをきちんと位置づけてやっていくことが必要でありませうし、また、見直し規定等を置くという提案もなされているところがあるようでございますけれども、こういうものは、とにかく動き始めてみたところが、いろいろな課題がそれに伴ってあらわれてくるということもございませうし、それから、ぜひこの法律が制定されました後、その運用上の問題解決に加えて、法律自身も必要に応じて常に訂正し続けるというような柔軟性があつていと思うんですね。法律は一回つくったらそれは絶対のものであるというふうに言われる方もおられますけれども、私はそれは大きな誤解だと思ひます。世の中がどんどん変わる、人々の心もどんどん移り変わる、そういう中であつて、法律というものがいつまでも同じものであつていいはずはない。

ここでいろいろな議論をするのは当然のことでございますけれども、その議論の大きな集約点をとつて、とにかくこれは早くつくることだ、早くつくり上げて、実際に機能させていかなければ、修正点を逆にそのプロセスの中で見出していくということとを政府も大きな包容力で見えていただきたいと思ひますし、また国会の場におきましても、今すべてを想定して法律をつくるということは恐らくできないと私は思ひます。

だから、いろいろなことがこれから起こっていくわけでありませうから、各党協力しながらいい個人情報保護法をこれからつくっていくように、私も努力したいと考えていますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思ひ次第です。

○佐々木委員長 以上で小野晋也君の質疑は終了いたしました。

次に、達増拓也君。

○達増委員 きょうは私は、自由主義インターナショナル、リベラルインターナショナルのネットワークを築いてまいりました。このリベラルインターナショナルというのは、世界各国の自由党が加盟する団体でありまして、我が国自由党も参加してお

ります。ことし新しいデザインにしたのできょうはつけてきたのでありますが、世界の自由主義者にとつて、情報通信技術の発達の中でいかにして自由を守っていくかというのは共通の課題であります。

情報通信技術の発達の中で、個人の情報がデータとして大量に、高速に処理され、そして一瞬にして世界のどこにでも行つてしまふ、そういう新しい可能性が出てくる中で個人のプライバシーや人格を守つていく、そういうOECD勧告が八〇年に出ました。それを受け、八〇年代、九〇年代、イギリス、ドイツ、フランス等で法制化が進み、またアメリカでも独特の法制化が行われ、そしてEU指令というものが出てきております。

自由を守る、自由を追求する我々の仲間も、各国であるいはEU議会でそういう活動に取り組んでいるわけでありませうけれども、そういう各国の取り組みの成果、OECD勧告でありますとか欧米諸国の法律と比較した場合に、今私たちの目の前に出ている個人情報保護法案というのは一種異様なものであります。

どこが異様かといいますと、問題になっているのは、情報通信技術の発達の中でいかにして個人のプライバシー、人格を守るか、テクノロジーからいかにして個人の人格を守るか、プライバシーを守るかということでありませう。当然、問題になるのはデータとしての個人情報であります。コンピュータで高速処理されるような、データファイルでありますとかデータベースでありますとか、そういう個人データをどうやって守るか、乱用を防ぐか、プライバシーや人格を傷つけないことを防ぐかというところがテーマでありまして、諸外国の法律のタイトルあるいはその目的、原則等々の中でも、あくまで対象はデータとしての個人情報、守るべきはテクノロジーから個人の人格やプライバシーを守るというふうな趣旨がはっきりあらわれるような法律になっておりますが、この個人情報保護法は、第二章、基本原則というところで、広く個人情報を取り扱う者全体を対象に

基本原則を定めている。これはデータに限らずあらゆる個人情報対象であります。コンピュータ処理されるもの以外のものも含めあらゆる個人情報対象、そしてすべての個人、団体、法人、機関が対象、個人もまた対象になっている。なぜこのように諸外国に例を見ないような広範な基本原則を持つという法案を提案されたのでしょうか。

○細田国務大臣 個人情報、いわゆるプライバシーを初めとする個人の権利利益に深くかわり、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであります。特に、IT社会では、あつてはならないことでありますが、万人が被害者になりまた加害者になり得る社会でもあります。

このような観点から、法案では万人の自主的な努力義務として基本原則を定めておりますが、その趣旨は、官民を通じて立法指針としての役割を期待するとともに、本法第五章に定める具体的な義務が適用されない小規模事業者や個人的な利用などについても自主的な努力を求めることによりまして、社会全体としての個人情報の保護のレベルアップを図ることとしていっているものであります。

○達増委員 私は、このような包括的な基本原則を定めることは根本的に間違つていないと思ひます。一言でなげますと、特に関心があるのは、他人の個人情報を取り扱う場合を考えたみればすぐわかると思うんですが、実は、他人の個人情報を取り扱うこと自体、その取り扱う側の個人にとつては、それ自体プライバシーの問題であつたり自分の人格にかかわつたりすることなんです。ですから、そういう振る舞いに対しては法規範で縛つてしまふことによつて、本来テクノロジーから守るものであつたはずのプライバシーであるとか人格をええ法律によつて縛つてしまふ、そういうそもそもの目的に矛盾したものであつてしまふおそれがあると思ひます。

具体的な例を出すとわかりやすいと思ひますけれども、

れども、非常に個人的な、パーソナルな例を、身近な例を考えてみましょう。だれでも住所録とか電話帳というのをつくると思います。

確認しますけれども、これも個人情報を取り扱う者という基本原則の法規範性が適用されるものになるのでしょうか。個人が住所録や電話帳をつくって、その中にある特定個人の名前や電話番号や住所やその他の書き込んだりするようなこと、これは個人情報を取り扱うということになるのでしょうか。

○藤井政府参考人 住所録や電話帳が個人情報を取り扱うということの対象になるかどうかという御質問でございます。

住所録、電話帳であっても、個人識別性がある個人に関する情報ということであれば法律上は対象になるということでございます。

ただ、一言申し添えますが、基本原則の趣旨というのは、まさにそういう非常に広範な個人情報の取り扱いがあり得る、それぞれの個人情報、住所録なら住所録なりの個人情報の性質あるいは利用目的、それにふさわしいような取り扱いをするように努力していただきたいという趣旨のものでございます。

○達増委員 政府として努力してほしいという気持ちはわかります。政府がそういう気持ちを持つ分にはいいんですけども、それを法規範として法律にして、それですべての個人を縛ってしまうことは、これは、講談社さんが出している日本歴史の本で「帝国の昭和」という本が最近出たんですけれども、大政翼賛会の本質は包摂することによる抑圧だったと書いています、つまり優しく包み込むことで抑圧する、包み込む側は親切だと思つてやっているわけですが、こうした方がいいよ、ああした方がいいよと。ただ、そういうことであつてそれは大きなお世話でありまして、個人の内心の領域に公的機関が入り込んでいく、そういう包摂による抑圧、それと同じようなものをこの基本原則に感じます。

例えば、基本原則の最初の利用目的による制限

ですが、「個人情報とは、その利用の目的が明確にされるとともに」、「目的をまず明確にしなきゃならない、そして「当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない」。利用の目的を明確にし、そういう法規範ができたとして、個人が電話帳や住所録をつくったとしますと、これはサークルの電話連絡網として使わなければならぬのか、これを年賀状のあて名書きに使ってはいけないのかとか、目的をはっきりさせなきゃならないかと思ひ込むと、まじめな人ほど日常生活が萎縮されてしまう。

普通の個人が他者の個人情報を取り扱う際には、むしろ目的をはっきりさせないところに相手方との交際を豊かにしていく可能性が広がるということもあります。あるいは、自分が就職したときに、ビジネス、営業マンになった場合に、営業の仕事のためにまず自分の知っている人からサークルに回ろうとしてそれを使うこともあるでありましょう。そういうふうな、個人が自由な主体性を持つて生きていくこととするとき、他者の個人情報の取り扱いというのはかなり柔軟なものになつてくるはずでありまして、およそ国家や何かがそういう営みに法規範をかぶせるということはあるてはならないことだと思ふんですけれども、この点、政府、いかがでしょうか。

○藤井政府参考人 委員御指摘のとおり、基本原則というふうになりますと、万人の取り扱いに係るいわば努力義務ということになりますので、やはり柔軟な物の考え方を実施していただくということになろうかと思ひます。その意味で、特に基本原則は第五章に比べて極めて包括的、一般的、抽象的にしておりますのは、まさに先ほども申し上げましたが、個人情報の取り扱いの趣旨あるいは目的、それから当該個人情報の性質、そういったものを判断していただいて、みずから適切に努力していただきたいという趣旨でございます。

例えば、住所録を、サークルの目的を年賀状に使うということは、社会通念的には当然許されている範囲内だと考えられますので、そういった範

囲内であれば、特段、もともと努力しなきゃいかぬということのほどのものでもないと考えております。

ただ、いずれにしても、果たしてそういうことを基本原則を読んだ方々がすべての確に理解できるのかという御指摘の意味があるということとであれば、それはやはりそういうこともあるということ、もしこの基本原則が実施されるといふことのなれば、政府としても、やはりその趣旨の徹底というものは極めて重要だということに認識しているところでございます。

○達増委員 社会通念上大体わかるというのは全くそのとおりなんですけれども、そういう、社会通念はこうだということを法規範で、法律の形にしたり、あるいは法解釈の問題、今まさに法解釈の問題として社会通念上大丈夫ということだったんですが、社会通念が日々法解釈の対象になるようではいけないと思ふんですね。それはまさに、ヘーゲル流に国家と社会を分けたとした場合、これは社会の中で自由に任せておくべき話であつて、国家が法律で規制していく部分ではないはずであります。

先ほど小野委員が、情報化の問題は教育も重要だとおっしゃいましたけれども、この利用目的に関する制限の第四条について、もしこの法律が決まつてしまつたとすると、学校で、ここにこう書いてあるけれども、君たちは気にしないで自由に住所録とか電話帳をつくつていいよとかという教育をしなきゃならないとすれば、それは非常に矛盾した形だと思ひます。

教育の問題といへば、伺いますが、この法律の第三章、第四章というのは、国や地方公共団体の責務、そして国や地方公共団体の行うべき施策について規定しているものでありますが、これも第五章以下の個人情報取扱事業者の、まさにデータの取り扱いについて国や公共団体の責務や施策を定めているのか。もし、そうでなく、基本原則に関する国や地方公共団体の責務や施策も定めているとする

と、まさに公共団体としては、学校でちゃんとそういう基本原則を教えないとやらないとか、あるいは、そういうことを教えることが行政として評価されるのか、そういうことになつてしまふんですが、この第三章、第四章というのも、第五章以下のみならず、二章、基本原則も含んだものなんではないでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

三章、四章と二章の関係ということであらうかと思ふんですけれども、御指摘のとおり、三章も四章も、やはり基本原則を受けた形でそれを具体化する、そのためのいわば国の責務、地方の責務、それから総合的な施策を講ずるための基本方針等を策定するという形になつてございます。

ただ、まさに先生御指摘のとおりでありまして、個人情報取扱事業者とか、個人情報を取り扱う方々にはさまざまな方々がいらつしやいます。さまざまな分野があります。むしろ、そういったものを一律的なかたい制度で規律するということが問題だということで、そこはいろいろのパラエティーを設けながらつくつていかなきゃいかぬわけです。

ただ、いかにパラエティーを設けるといつても、国としての全体的な、総合的な体系性というものにはやはり必要である。と申しますのは、やはり、分担管理体制の政府でございますので、それぞれ各省庁が、例えば所管業種で特に個人情報取り扱いの問題になるようなところについてはそれなりの施策をやつていただく必要がございますし、そうでないところについては、逆にむしろ規律しない方がいい。

そういうふうな、むしろ全体的な施策の体系をやはり国民の皆様方の目に見える形で展開するという意味でも四章の規定というものは重要なんだろう、こういうふうな認識しているところでございます。

○達増委員 日本は、欧米諸国に比べても、かつて公権力が個人の内心に立ち入つたり、個人の内心を深く規制しようとしていろいろトラブルを起

こした歴史があるわけでありまして、むしろ、諸外国の法制度よりも抑制的に、個人データの保護固有の法律という形にいく必要があるんだと思います。

住所録とか電話帳とかの話であれば、まだこれはかわいげがあるといえますか、例えばそれを、「目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たなければならない」とかいうのも、それも大きなお世話という感じであります。ところが、まじめな人ほどそういうのを意識すると日々暮らしていくにつれてくる。

透明性の確保についても、「個人情報取扱いに当たっては、本人が適切に閲覧し得るよう配慮されなければならない。」電話帳や住所録の相手側に時々見せて、これでいいですよとか一々やらなきゃならないのかとか、まじめな人は考えるかもしれません、それも大きなお世話。

ただ、この辺はまだ笑話的に聞いていることができるんですけども、報道、取材とか、そうなるべくと、だんだん笑話では済まなくなってくる。取材の萎縮効果については、既に議論が多くなされております。

繰り返しますが、そもそも、個人が他者の個人情報を取り扱うこと自体、それは非常に内面にかかわる、プライバシーとか人格にかかわることです。どういふ人を自分の住所録に名前を入れていくかということは、その人自身のプライバシーや人格にかかわることでもあります。そういう、個人の人格、内面に深くかかわっていることが極端に出てくるケースが、報道、取材であったり、学術研究であったり、あるいは宗教、政治。この四つの分野は、個人が自由な主体性の発露として正義や真実を追求しようとするとき、個人として他者の個人情報に触れながら取材をしたり報道をしたり、あるいは学術研究をしたり、また、宗教、政治、そういった分野にかかわっていく。

例えば、宗教的指導者に関する個人情報というものもあると思うんです。今、ある宗教の宗教的指導者が生きてる個人であるケースがあります。その宗教的指導者の生年月日から、どこに住んで、どういうことをして、いつどういう演説をしたとかいう、それもまた個人情報でありますけれども、そういう宗教的指導者の個人情報について個人がどう取り扱うかというのを、国が法規で決めてしまっているものかどうか。

東京都知事が、まじめに、これは地方公共団体として、この基本原則を守るために努力しなきゃならないというとき、学校で、君はある宗教を信じて、その指導者の個人情報をこういうふうに取り扱っているようだが、それはよくないよとか、ちゃんと新しくしておきたまえとか、そういうふうにか公権力が、そういう宗教に、宗教そのものにかかわっていくわけではなく、個人情報の取り扱いという名目で個人の内心に立ち入る危険性もあるわけです。

一応政府に聞いておきますと、個人が他者の個人情報を取り扱う場合、その他者は宗教的指導者でもあり得る、これは当然ですよ。○藤井政府参考人 御指摘のとおりでございます。宗教の方であろうが、そういう方々の識別性のある情報というものは個人に関する情報ということで、対象になります。

ただ、これも大臣等から既に御答弁申し上げているところですが、そういうセンシティブな情報の取り扱いの問題というふうなものは、単に収集制限するというよりは、必要な場合は収集せざるを得ない場合はあるわけでございます。むしろ、そういったものをより厳格な本来の目的の中で利用していただくとか、そういうようなことをこの法律が定めようとしているところでございます。

ただ、ちょっと誤解されるとあれなんです、あくまで基本原則の部分については、そういう効果というものは努力義務でございますし、五章の方は、先ほど来御指摘のような、IT処理される個人データということでございます。○達増委員 宗教的指導者に関する個人情報の取

り扱いも、今の基本原則がカバーしてしまう。これはやはり法規範としてあつてはならないことであらうから、おおよそOECD勧告も含めて諸外国の法律、法令というものは、こういう包括的な基本原則は置いていないんだと思います。

個人が他者の個人情報を取り扱うということの意味、さらには、人間が情報を取り扱うということの意味、それは、個人の自由な主体性の発露として正義や真実の追求に連なっていく。そういう内面的な、非常に尊厳に満ちた活動であるからこそ、そう簡単に公権力で縛ってはならない、法規範性のもとに置いてはならない。宗教とか道徳とか、そういう世界に属する話であらうから、法規範性の中にだけ閉じ込めるわけにはいかないという、非常に基本的なことを諸外国の国会議員たちは当然わかつていっているわけであらうから、こういう法律はつくらないし、恐らく審議の対象にもしないものでありましょう。こういった法案が国会に提出されて審議の対象になっているということ自体、国際的な非常に恥ずかしいことだと思えます。一分一秒でも早くこういう法案を撤回していただきたいということを強く思うものでございます。

さて、そもそも必要なのはテクノロジーから個人のプライバシーや人格を守ることであるという観点からいたしますと、個人情報保護に関する監督を主務大臣に縦割りで分けている体制について、この法案の後半の方で書かれているわけでありまして、これもいかにがなものと考へます。

諸外国でも、特別の第三者機関、データ保護の専門的な機関を設けて、恐らく、データファイルでありまして、データベースでありますとか、そういったものの機械的な専門的なことにも通じたスタッフを集めて、大量高速処理される個人データというものが国境を越えてあつたという間に世界の果てまで移動し得る、そういうものをチェックし、データの乱用につながらたりしないような、哲学、思想はもちろんですけれども、そ

ういう技術的な知識も持った人たちがきちんと監督することが適当なものでありましょう。

したがって、これも政府に伺いますけれども、こうした個人情報保護をやっていく場合には、やはり専門的な第三者機関が監督するのが適当と考えますが、いかがでしょうか。

○細田国務大臣 本法案に定めます義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。したがって、各事業を所管している大臣等がこれに伴う個人情報の保護に関する事務についても一体的に行うことが合理的かつ実効的であると思っております。

新たな第三者機関の設置については、既存の行政機関と事務が競合し、屋上屋を架することになるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがありまして、さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は行政改革の流れにも反するのではないかとこのことから、このような法体系になつておるわけでございます。

○達増委員 テクノロジーから個人のプライバシーや人格を守ることが目的なんだということを徹底すれば、もう少し政府の中にも、そういう強力な体制、専門的な体制をつくつて当たるべきではないかという発想になつてしかるべきではないかと考へます。

では次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法案について伺いますけれども、罰則の問題であります。

テクノロジーから個人の人格、プライバシーを守る。二十世紀後半からの情報通信技術の急速な発達によって、今までできなかった個人データの大量処理、高速処理、そして瞬間的な移動ができるようになって、それで個人の法益が今までなかったような形で著しく害されるおそれが出てきている。それを食いとめ、それを行った者を罰していくに当たっては、これはやはり、既存の国家公務員法の枠組みの中の守秘義務違反というのとは質的に違うんじゃないかと思うんです。また、懲戒処分のような一般の行政処分の中で処理され

るものでもなく、罰則としては、守秘義務違反というものは、職務上知り得たことをぼろつとしゃべってしまう、もちろん単にぼろつとしゃべるだけではなく、意図的に、かなり分厚いファイル、国家機密などをまとめてそれを漏えいしてしまうという、ただ、これは単なる守秘義務違反というよりは、これはこれでまた次元の違う、スパイ防止法的な、そういったもので罰せられるべきことなのでありましようけれども。

話をもとに戻しますと、そういうデータファイルのような形になった個人情報を取り扱いを正しく行わなかったことについては、独自の罰則の対象として独自の罰則を科すのが適当と考えますが、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 何度も当委員会でも御議論いただいておりますが、我々は、公務員は法令遵守義務があるわけですね。それからまた、公務員として知り得た秘密は、これは守秘義務というのがあり。その守秘義務については、今の公務員法上罰則をかけております。それから、残りの法令遵守義務については、この違反は懲戒処分に対応する。基本的にはそういうことなんです。ただ、先ほども細野委員にも申し上げましたように、守秘義務違反の罰則以外に、職権乱用罪だとか公文書毀棄罪だとか、その他ございまして、そういうもので総合的に対応すればこの担保はできるのではなかろうか。

これは、なかなか御議論があるところだと思いますけれども、我々は、そういうことでこの法律を構成しておるわけでございまして、そのところは御理解を賜りたい、こういうふうにしております。

○達増委員 守るべきものに対するより強い守ろうという気持ち、そして闘うべき相手に対するより強い闘おうという気持ちを持たないとだめだと思ふんですね。そこが弱いゆえにこういう法案が出てくるんじゃないかというふうに思います。きのうのアロヨ・フィリピン大統領の我が国国会での演説は非常に感動的な演説でしたが、締め

くくりの言葉にもあったように、まさに守るべきものは自由であります。そして、アロヨ大統領の演説の中にありましたように、自由を守る我々の営みは大きく前進はしているけれども、新しい敵というものが常に登場してくる。国際的なテロが今一つのそういう自由に対する敵として出てきているわけでありまうけれども、情報通信技術の乱用、テクノロジーの乱用というものがまた巨大な敵でありまして、要は、そういった敵をいかに倒すか、そういう敵から個人の人格やプライバシー、自由な主体性を発露し得る、そういう個人の内面というもののかけがえのなさをいかにきちっと国として守っていくか、そこが問われているんだと思います。

そういう意味で、政府提出法案は、そういう根本のところからまだまだ足りない。したがって、もし本気でやる気があるのなら、一たん撤回の上もう一度出し直すべきでありますし、やる気がないのであれば、下野していただいて、我々に政権をゆだねていただければ我々がやるということをお願い上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で達増拓也君の質疑は終了いたしました。

次に、河合正智君。

○河合委員 公明党の河合正智でございます。本年十一月二十九日、衆議院本会議におきまして、憲法調査会の中間報告書の概要が報告されました。その中で、重要な観点として一つだけ指摘されました中に、次のような一節がございました。科学技術の発展、情報技術の革新は高度情報化社会をもたらしましたが、その反面、個人のプライバシーを大きく脅かす側面を有するようになり、このような変化は、憲法の骨格ともいえるべき人権保障のあり方に大きな影響を与えるものでありますとの一節でございました。

まさに、当委員会に付託されております個人情報保護法案初め関連五法案、この可決成立をさせることは、時代の要請でございます。住基ネット

の本格稼働を明年に控えた今日、多発する個人情報の漏えい事件は、国民の間に底知れぬ不安を抱かせております。本法案の早期成立は、国会に課せられた責務であると私は考えます。そこで、御質問させていただきます。細田大臣にお伺いします。

個人情報保護法案の基本原則に関しましては、メディアからは、法的強制力はないとしまして、条文がひとり歩きして、基本原則があること自体が報道の自由を侵害するおそれがあるとの危惧が表明されておりますが、このような危惧が払拭されるようにすべきではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

○細田国務大臣 先ほど来、いろいろな御議論がございましたけれども、過去のいろいろな歴史等を引かれまして、日本において、この基本原則について、こういう規定があると、何らかの規制、私権の制限、報道の自由、表現の自由に対する脅威になるのではないかと、こういうような御議論をいただいていることも事実でございます。

もちろん、そのような意図は全くないわけではございますし、そのような明確な規定を置いているわけではなく、精神的なものです。基本の方針を示しておるのみでございますので、そのような危惧は存在しないと考えておりますけれども、やはり、この日本社会におきまして、あるいは国会におきまして、これは基本的にどのように考えたらいいかという非常に大きな議論が起きておりますので、河合議員おっしゃいましたように、虚心に、今後、この規定のあり方について、国会においても御検討いただきたい、こう思っております。

○河合委員 そもそも、我が国におきます個人情報保護法を見直すべきだという議論の中心は、一九九五年のEU指令に基づきます第三国へのデータ提供の制限の問題があつたはずでござい

するものでございます。

その上で、一九九七年のEUの個人情報保護に関する特別委員会による勧告を受けまして、ヨーロッパ諸国はすべて、データのセキュリティにつながる安全管理につきましては義務規定となつておる本年七月二十四日の本委員会におきまして藤原静雄参考人の陳述は、まことに重要な指摘であり、十分留意すべきと考えます。つまり、データのセキュリティにつながる部分におきましては、組織的または技術的に万全の措置をとることを求めないと、ホームページから大量の情報流出してしまうことを防がないとの認識をヨーロッパの諸国はすべて共有しているとの趣旨でありました。このことを特に主張しておきたいと思

います。さて、細田大臣に重ねてお伺いさせていただきます。メディア等からは、取材相手が個人情報取扱事業者の場合、主務大臣からの関与により、萎縮効果を生じているのではないかと懸念が表明されているところでございます。公明党としましては、このような懸念を払拭するために、取材相手の情報提供行為につきましても主務大臣の権限を行使しない旨、法案に明記すべきと考えておりますが、この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○細田国務大臣 取材相手が個人情報取扱事業者の場合、取材の相手方は報道機関ではないため、個人情報取扱事業者の義務の規定自体は適用される場合がございします。しかし、このような取材の相手方に主務大臣が勧告や命令を行うことにより、取材活動、ひいては報道活動に影響を及ぼすおそれのある場合も想定されることから、こうした懸念を払拭するため、主務大臣が表現の自由を妨げるような報告の徴収、助言、勧告及び命令を行わないこととし、その旨を、第四十条で配慮義務を規定しているところでございます。そのような配慮をいたしたつもりでございますが、国会での諸議論あるいは与党間のいろいろな

議論がございますので、また、いろいろなお知恵を今後とも賜りたいと思っております。

○河合委員 同じく、細田大臣にお伺いさせていただきます。

メディアから、さらに、政府案の第五十五条の適用除外の規定につきまして、不明確であるとの批判が出ております。したがって、公明党といったしましては、報道の定義、報道目的と他の目的の場合の取り扱い、それから個人ジャーナリストや小説家の除外について法案に明記すべきと考えておりますが、これらについて明記することにつきまして、大臣はいかがお考えでございますでしょうか。

○細田国務大臣 報道とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること、または、客観的事実を知らせるとともに、これに基づいて意見もしくは見解を述べることと解されております。

報道目的につきましては、報道を一部でも目的としているか否かの事実に基づいて客観的に判断されるものと考えております。

個人のジャーナリストにつきましては、報道機関に該当し、義務規定の適用が除外されます。小説家については、報道を一部でも目的としている場合は、本法で規定される報道機関に該当し、適用除外となるほか、創作物であります小説などの表現物は、個人情報に該当せず、本法の対象外と解されます。

しかしながら、これも先ほど申し上げましたとおり、さまざまな議論が行われてきましたので、こういったこと、関係者その他、皆様方に納得のいくような方向でぜひ御検討もいただきましたい、こう思っておりますのでございます。

○河合委員 総務大臣にお伺いさせていただきます。

政府提出法案につきましては、官民の間で罰則の格差があるとの指摘がございます。それぞれ、基盤となっている法制が異なっているわけでございますから、単純に比較するということは非常に

難しい問題でございますが、私どもといたしましては、国民の個人情報情報を預かる行政機関の職員につきましては、少なくとも、不正な収集、利用、提供等の取り扱いにつきましては罰則を設けることも必要ではないかと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○片山国務大臣 この官民の問題はしばしば委員会でも取り上げられておりますが、民間の場合には、これはまず最初に自分では正しくとれというのを助言しまして、それから警告をして、命令して、それでも聞かない悪質なもののだけ罰則の対象になるんですね。しかも、情報は、個人情報全部じゃありませんで、データベース化したものだけです。

官の方は、全体について法令遵守義務がありますから、これも法律になれば、この改正案が通れば新しい法律ですから、法令遵守義務が万般にかかっておりますので、もしそれに違反すれば、公務員法上の懲戒処分ということ。懲戒処分は、一番厳しいのは懲戒免職でございます。これになりますと、退職金はもらえない、年金も大幅にカットされる。それ以外に、停職だとか減給だとか戒告だとかありますけれども、全体はそれで網をかける。それ以外に、守秘義務違反、知り得た秘密を漏らせば、これは罰則にかかる。それからまた、同じことを言いますけれども、刑法の方で、職権乱用罪だとか公文書毀棄罪だとか背任罪だとか収賄罪だとかいろいろありますから、そっちの方に該当するものはそっちでいけるんじゃないでしょうか。

というのは、罰則をかけるということは、ある程度、権利利益侵害と罰則との間でバランスがとれなければいかぬという基本的な考え方がありますね。それからもう一つは、犯罪になるわけですから、構成要件該当性というものが一つ大きな要素になるわけでありまして、その辺のうまい説明ができるかどうかと思っております。

そこで、我々としては、先ほど答弁しましたけれども、懲戒処分と守秘義務違反とその他の刑

罰との総体的な対応でちゃんとやれるんじゃないでしょうか。官の方は個人情報全部ですから、官民比べて民の方がきつくて官の方が緩いんじゃないでしょうか。これは考えておりませんで、私どもは、官の方がきつい、こういうふうに思っているわけでありまして。

○河合委員 従来の御説明を伺っているところでございますけれども、公務員の法体系はそれぞれあるわけでございますが、スウェーデンにおきましては、それでもさらに罰則の規定を設けております。我が党としましては、この点についても十分検討すべきだと考えております。

それでは、政府参考人にお伺いさせていただきます。

個人情報保護法案の四十条では、表現の自由に対する配慮義務が課せられております。主務大臣が、報道機関による個人情報の取り扱いが一部でも報道目的が含まれております場合には改善命令を課すこととはないと考えますけれども、もし過って改善命令を課してしまつた場合の処分取り消し訴訟におきまして立証責任、これは主務大臣にあるのでしょうか、報道機関にあるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えします。

改善命令に関連する立証責任の配分の問題というところなんですが、行政事件訴訟における立証責任の配分という問題については、どうも、学説でも結構さまざまな考え方があるというふう聞いております。ただ、一般的に言われておりますのは、行政がいわば個人の権利義務を侵害したりあるいは義務負担を課す、そういういわゆる侵害処分という場合には、それは基本的には、行政機関側の方に要件事実を立証する責任があるというふうにされているところでございます。

したがって、今先生御指摘の、報道機関に対して過って改善命令が出されたということで、それに対する取り消し訴訟が行われたという場合にあっては、いわば行政機関側が出した改善命令

というふうな行政処分、その要件事実は行政機関側に立証責任があるというふうに考えているところでございます。

○河合委員 最後になりますが、通常国会におきまして、住基法改正の附則の解釈につきまして、当委員会におきまして大変な議論がございました。いわゆる「所要の措置を講ずる」という解釈をめぐってでございますが、政府は法案を提出した後、法案を成立させるのはまさに国会の責務であると私たちは深く自覚しております。一日も早くこの法案が可決に向けて進みますよう願ひたしまして、質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で河合正智君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。これまで内閣委員会それから財務金融委員会などの方でも、金融分野における個人情報情報が漏れている、悪用されているという問題など、具体的に取上げてまいりました。やはり、各業態、業界分野ごとにきちんと高度情報化に伴って個人情報保護法制を充実していくということは、これは必要なことだと考えております。

しかし、今出ております政府案の最大の問題は、やはり表現、報道の自由を規制しているところにあると思っております。

その一つは基本原則ですが、基本原則で、利用目的の明確化、適法かつ適正な方法での取得、本人が適切に関与することなどが求められております。これは一見当たり前のような原則なんです。報道側、取材する立場からすれば大変な脅威となつてきます。例えば、不祥事など疑惑を持つ政治家を取材する場合ですが、まず個人情報を集めることから始まるわけですが、基本原則の本人関与を守ろうとすれば、一々本人の了解をとっていったら情報収集はできない。

つまり、基本原則は、報道機関の情報収集を初め、報道に支障を及ぼすことになるというふう

思うんですが、この点について、細田大臣にまず最初に伺っておきたいと思ひます。

○細田国務大臣 本法案におきまして、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外しているわけでございます。また、取材の相手方等に対しまして、主務大臣が表現の自由を妨げるような報告の徴収、助言、勧告及び命令を行わないことを条文中明確にするため、配慮義務を規定しておるわけでございます。メディアを含む万人を対象とする基本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ないわけでござい

ます。このように、本法案は、表現の自由を不当に阻害することのないよう条文化していると承知しております。

○吉井委員 そうおっしゃるんですが、この基本原則は、疑惑の政治家にとっては、不正を暴露させない、使える法律になっていくという面があります。国民サイドからいえば、疑惑の政治家保護法というふうに言われたりもしております。

ジャーナリストの江川紹子さんは、みずからの経験から、オウム真理教を告発する本を出したとき、教団から出版差し止め訴訟を起され、刑事告訴もされ、教団は使える法律は何でも使った、個人情報保護法案の基本原則も取材手法に難癖をつける武器として必ず使われる、私のような組織的基盤のない者にはこうした裁判は大変な脅威だということをおっしゃるわけですが、フリーのジャーナリストにしても作家の取材活動にしても、これはなかなか大変になってくるという問題をやはり持つておられるわけですか。

今もおっしゃいましたが、この基本原則は努力義務だからそれを根拠に直接裁判に訴えることは困難、しかし、民事、刑事裁判の中で取材方法が争点になれば基本原則が解釈原理として働く可能性はあるが、プライバシー保護とのバランスが図られるので報道の必要性が不当に損なわれる判断が示されるおそれはないというのが、大体、これ

までからの答弁のスタンスであつたと思ひます。しかし、プライバシーが、あるいは個人情報保護の問題で民事訴訟が起きた場合に、基本原則が裁判官の解釈基準となり得るかどうかを判断するのは、この点で、先ほども裁判規範ということでは細野議員の方からも議論がございましたが、裁判官の解釈基準になり得るかどうかが判断するのは、あらかじめ法解釈として行政側の大臣や官僚が示すのでなく、これは司法の側の裁判官だと思ひますが、細田大臣、この点どうですか。

○細田国務大臣 基本的に、この基本原則は、民法に影響を与えるように規定されているものではなくございませぬ。それは、先ほど答弁の中にもございませぬ、本法案が表現の自由を阻害するものではないというふうにお答えしたときも申しておるわけでございませぬ。

したがって、法律上の規定としてこういうことが規定されておる。この規定自体は非常に、ごく当たり前の規定が基本原則としては並んでおるわけでございますが、この問題について、社会的に、あるいは歴史的な経緯からこれを不安視する声等があることは承知しております。したがって、この問題は、また国会等におきましていろいろ御検討いただくように今申しておるところでございます。

○吉井委員 一見当たり前の原則というところを私もさつき触れたわけですが、実際に民事訴訟が起きた場合の基本原則が裁判官の解釈基準となり得るかどうかの判断というのは、これは、あらかじめ法解釈として行政側の細田さんが担当大臣として、あるいは官僚の方が示すというものが判断するわけですよ。民事裁判で賠償の規範となれば法的効果が出てきます。基本原則は損害賠償や記事差しとめの裁判の根拠として利用される危険性は十分あるわけですから、取材、報道を萎縮させる効果を持つてくるということは明らかだということと言わなきやならぬと思ひます。

次に、報道機関の取材だけでなく、取材を受け

る側、内部告発者の側の問題もまた同じだと思うんです。これまでの事件の多くは、内部告発が発端となつて、その契機となつたことは宗男事件、原発の事故隠し、食肉にせ表示事件など数多くあります。例えばこの委員会でも、先日、私、東電等の不正事件、あるいはそれにかかわる問題などを取り上げましたが、もとより、内部告発すれば、社内での不利益とか、あるいはそうでなくとも、電力の場合ですと、社内での権限抑圧があつたり、長期にわたる人権裁判があらわれた。電力の幹部が不正にデータを隠しておつた事実を知つて告発しても、その証拠資料の入手と公表が適切でないとか、取材を受けた人が基本原則に触れるとかされると、これはもう取材協力はできないことになつてくるし、東電のような不正事件は隠ぺいされるということになります。ですから、基本原則はこの告発者にも圧力をかけることになつてくる。

現在でさえ大変なプレッシャーの中で内部告発というのに行われているわけですが、これに基本原則があつてさらにプレッシャーをかけるということになりますと、これは内部告発つぶしになつてくるのではないかと、こういう問題が出てくると思ひますが、この点についても細田大臣に伺つておきたいと思ひます。

○細田国務大臣 これまでも、法律上または契約上の守秘義務、会社に対する社員契約上の諸義務、本人との信義則等が存在しているにもかかわらず、取材協力は相応に行われてきたところであり、その理由は、このような取材協力が情報提供者の正義感、取材する者に対する信頼感により支えられた本人の見識に基づいて行われるものであることによります。したがって、今般、第三者提供の原則禁止義務等が制度化されたとしても、取材協力として事業者が行う情報提供につきましては法的な制裁等が想定されないことから、従来以上に取材の協力が得られなくなるといふうには考えられないわけでございます。

○吉井委員 内部告発される方というのは、東電

の場合でもそうですし、各電力会社の核燃料の関係の方たちから私の方に寄せられてこの委員会でも御紹介しました、あの七〇年代のナミビアからの国連決議、安保理決議違反のウランウムの輸入問題など、こういうのは、本当に勇気ある告発とか資料提供というものはこれまでからあつたわけですが、しかし、民事裁判で賠償の規範になつてくるということになつてくることは明らかです。この点で、今おっしゃつたようなのんきな話じゃないということをおっしゃるわけですか。

五月にも報道され、最近の報道でも、先ほどもありました、政府の個人情報保護検討部会の座長を務めた中央大学の堀部政男先生が、基本原則は不要だという削除案を支持する考えを明らかにしておられます。その理由について堀部先生は、専門委員会でも、基本原則の趣旨は義務規定で生かされているので、基本原則はかつて過剰な規制になるおそれがあると主張してこられました。それで削除案を支持したというふうになつておられるわけですが、制度をつくつた中心人物が、基本原則は過剰規制になるから要らないということをおっしゃるわけですか。

私たちは、報道機関や個人への基本原則からの適用を削除する、こういうことをやはりきちんと行ふべきだと考えておりますが、この点について細田大臣の考えを伺つておきたいと思ひます。

○細田国務大臣 堀部先生も御参画いただいて、また責任者として取りまといいただいたときには御了解をいただいた。ただ、その前に、こうではないかという御意見もいただいたわけですが、全体としてはまとめられた方向に沿つて立法案の作成に取り組んでいただいております。ただ、その後、先生がいろいろお考えになつていろいろな対応をしておられる、いろいろなことろで御意見を開陳しておられることも事実のようでございますから、私どもとしてはそういう点でもさまたげ今後考慮していく必要はあると考えて

おりますが、いずれにしても、国会での御議論、各党での御議論を待ちたいと思っております。

○吉井委員 専門委員会の議事録でも、この基本原則の法的拘束力の問題が大きな議論になったり、そういうこともありまして、報道機関を適用除外にするかしないかも大議論になっているわけですね。努力義務、自主的義務とはいえ、取材者も取材を受ける側も萎縮効果が働き消極的になってくる、こういう問題がもとあつたわけですから、それを無理押しで強行してつくった法律案ということになっているわけですから、これはやはりこの機会に報道機関、個人への基本原則からの適用を削除する、このことをきちんと行うべきであるということをお願いしたいと思います。

次に、法案の報道規制にかかわる解釈について裁量権が広過ぎるという、この問題についてであります。

個人情報取扱事業の義務規定では、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道の用に供する目的で取り扱う個人情報の場合、義務規定が適用除外とされており、その個人情報報告が報道の用に供する目的かどうかを決めるのは主務大臣の判断によるとしています。主務大臣が報道目的でない判断すれば、大臣の命令や処罰を受けるということになります。また、主務大臣は、事業者に対し、報告の徴収、勧告、命令を行う場合、表現の自由に配慮しなくてはならないとして

いるわけですが、この配慮の程度も主務大臣の判断に任ざれております。つまり、主務大臣の判断次第であり、行政の権限乱用の歯止めをかけるという具体的な仕組みがない限り、これは何の保障もないということを言わなきゃならぬと思うんです。

そこで、主務大臣制というのは言論、報道の自由に対して行政が介入するおそれ強い制度でありますから、報告徴収などを通じて行政に個人情報報告が過度に集中するという制度でもありません。イギリス、フランスなど欧州各国のように、やは

りこの点では行政から独立した第三者機関で行うべきだと思っております。個人情報の保護、言論、報道の自由を守るといふ民主政治の根幹、基本的人権にかかわる重要な事務を新たに所掌するということですから、これは第三者機関の新設はもちろん可能であり、当然のことだと思っておりますが、この点についても細田大臣の考えを伺っておきたいと思っております。

○細田国務大臣 本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。したがって、各事業を所管している大臣等がこれに伴う個人情報の保護に関する事務についても一体的に行うことが合理的かつ実効的であると思っております。

政府から独立した新たな第三者機関を設立することにつきましては、既存の行政機関と事務が競合し、屋上屋を架することとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあり、さらに、地方組織も含む膨大な組織の整備が行政改革の流れにも反するものになり、むしろ規制について強化されるおそれすらあると思っております。

○吉井委員 大体、行革だと財政危機機だということのを口実にして民主主義を規制する行政介入というのは、まず許されませんことですよ。

行革というのは本来、むだな公共事業などを進める機構の縮小、一方では、国民の消費生活とか安全を守ったりとか、あるいは民主主義を根幹の部分できちんと守っていく上で必要な分野については、そういう第三者機関の充実というのはまさに行革本来のあるべき姿なんです。行革というのは何でもかんでも全部削ればいいというものじゃありませんから、むだなものを削って必要なものはきちんと確立していく、そういう点では、行政から独立した第三者機関をきちんとつくるといことは当然の道筋であって、そうしたことがなければ、報道の自由を規制しないということを幾ら口で言っても、その担保にはならないということ

を申し上げておきたいと思っております。次に、ITの発展で、今、行政機関、金融業

界、情報通信産業などの民間企業に膨大に個人情報が集積されるようになってきております。個人情報の売買、漏えいという問題があり、プライバシーの侵害という事件が多発しております。これがそもそも個人情報保護の出発点だと思うのです。ところが政府案は、個人情報保護の法制度としても、これは極めて不十分だと思っております。

まず、政府案が、今日のプライバシーの定義とされる、自分の情報は自分でコントロールするという自己情報コントロール権の立場に立っていないという大きな欠陥を持っています。法案の目的には、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているわけですが、ここで言う個人の権利利益とは、政府の解説書によると、それはプライバシー全体を法律の具体的権利として設定しようとするものではないと説明しています。

個人情報には、プライバシーに深くかわつていく情報もあれば、それほどでもない情報もあるわけですが、個人情報保護の核心はプライバシー保護でなければならぬと思うわけです。この法案は、国民の権利としてのプライバシーを守るという立場に立っていないんじゃないんですか。これは細田大臣に伺います。

○細田国務大臣 個人の自己情報コントロール権につきましては、プライバシーに関する最近の学説上の考え方の一つであるとは承知しておりますが、その具体的な内容、範囲及び法的性格に関しましては、さまざまな見解あるいは見解の相違があると承知しております。

本法案では自己情報コントロール権という文言は用いておりますが、個人情報の保護を図るために、本人からの求めに対する開示、訂正、利用停止等の制度を盛り込んでおり、本人の関与について具体的に規定しておりますので、特に問題がないのではないかと考えております。

○吉井委員 学説にあればこれの見解があるという話のたぐいじゃなくて、やはり個人情報保護の核心というのはプライバシー保護ということでは

し、国民の権利としてのプライバシーを守るという立場に法律の中でだけきちんと立つということ、当然そのことは、自己情報コントロール権というものをきちんとどういうふう確立するかということにかかわってくるわけでありまして。

法案は、国民の権利よりも企業の都合を優先させているという面があります。例えば、自分の情報開示を求める請求があれば、情報を保有している企業は開示しなければならぬということになってはいるんですが、しかし、例外規定がありますね。事業者の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しなくてもよいということになっています。

また、収集した個人情報を収集した目的以外に使う場合、第三者に提供する場合、これらの場合、原則は本人同意を得るということになってはいるんですが、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は本人同意の必要がない。これでは企業が個人情報競争を勝ち負けに使い放題ということになりますし、ここがさる法と比べているのは当然だと思っております。

OECD勧告では、本人同意、個人の自己情報の存在開示、訂正、停止等の事業者への請求権などをきちんと示しているんですが、これを欠落させている。これでは、個人情報をできるだけ自由に使いたい、事業者負担を軽くしたいという経団連や銀行業界などの要求に沿ったものになってしまつて、個人の権利より企業の都合を優先させたというものになっているんじゃないんですか。細田大臣に伺っておきます。

○藤井政府参考人 御指摘の点についてでございますが、この問題はよくメディアとの関係でも問題になるのですが、やはり個人情報に関する法律をつくる場合、個人情報の社会的有用性とかあるいは本人に対する有用性とか、そういうものもありますし、あとやはりこの法律の本旨は個人の権利利益を保護するための個人情報の保護ということにあると思いますが、そのあたりはまさに極めて重要な視点ということで、第一条の法目的にお

いて、「有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という位置づけにしているところでございます。

御指摘の、事業者の個人情報の取り扱いに関する利用制限とかあるいは提供制限とか、そういう基準をつくるに当たっても、まさに事業者側の有用性、あるいは、例えば顧客であれば、自分の情報を事業者に使っていただくことは顧客にとっての利便でもあるわけですから、そういう面での有用性、それから、何よりも忘れてはならないのは情報主体の権利利益の保護であると思うのですが、そのあたりのバランスというものを考えて基準をつくっているところでございます。

とりわけ、御指摘のあったところに触れますと、例えば、事業の遂行に支障があるからというような場合でも、「著しい」という文言をつけておるところでございますが、それは、こういう基準をつくる場合の一つのやり方として、普通の、均衡点である支障ではだめだ、むしろやはり、支障が著しくない限りにおいてはそれは保護すべきだというような基準になっておるわけでございまして、その部分はやはり、有用性に配慮しつつでありながら、権利利益の保護というものを重視した基準になっているというふうに御理解いただければと思います。

○細田国務大臣 ただいまお答えいたしましたように、できる限り例外的な不適用の範囲は狭くしようと努力して規定しておるわけでございまして、しかし、やはり例外は全くないというわけでもないかなというわけでございまして、御理解いただきたいと思います。

○吉井委員 藤井さんのさっきの配慮の話ですが、この配慮で、今、金融分野などでは個人情報を使い放題、漏えい放題なんです。配慮ということでもって個人の情報についてひどい事態、みずからの自己情報コントロール権などに基づいてきちんとか個人が個人で守っていくということには実態はなっていないということが非常に問題でありまして、やはりこういう例外規定によってそういう

うものが行われているということを指摘して、次にセンシティブ情報の方の問題に移りたいと思います。

思想、信条、人種、民族、門地、犯罪、その他非行に関する事実などに関する個人情報ですね。そうしたセンシティブな情報を収集したり蓄積したり利用することを禁止する法文というのは、今政府が提出中の個人情報保護法案には入っていません。

片山大臣、ちよつと地方自治体にかかわることで伺っておきたいのですが、かつて私、もう大分前になりますが、同和向け個人施策として、固定資産税や国民健康保険の同和減免を属地、属人主義で行うという部落解放同盟の要求で、大阪の堺市で、現代版のいわば壬申戸籍というのをつくったことがあります。それはなぜかといいますと、属人主義で同和向け施策をやろうと思つたら、同和地区出身者を、地区外であっても探さなければいけないですね。そういうところからこういうことになったわけですが、行政機関の個人情報保護法案にセンシティブ情報の収集禁止が入っているかどうか、そしてこれについての考えというものを大臣に伺っておきたいと思ひます。

○片山国務大臣 先ほどの審議で細田大臣からお答えがありました。センシティブ情報というものは定義が定かでないですね。だから、今の行政機関の個人情報保護法は全部の個人情報を保護の対象にする、こういうことでございまして、利用目的がはっきりしている、それに限つてや、まあ若干の例外はございますけれども、そういうことでやっておりまして、特にセンシティブ情報をどう扱うかについては、これから国民世論その他の成熟を待つて対応していく。それで、どうしても特別な扱いが必要な特別の情報についてはそれぞれの法令で手当てをしていただく、こういうことではないかと考えております。

○吉井委員 要するに、センシティブ情報については収集禁止というのは入っていないということ

時間が大分たつてまいりましたから、福田官房長官に伺つておきたいと思ひますが、政府案というのは、言論、報道の自由を規制するという重大な問題があります。また、個人情報保護の法制度としても極めて不十分という問題があります。ですから、法案はやはり撤回をして、本当に個人情報保護に役立つ法案として出し直すということが必要です。

そもそも本案は、当初から、五月に問題になりましたが、小泉総理が修正を指示するなど、欠陥法案でした。だからこそ、日本民間放送連盟全国二百三社、日本書籍出版協会四百九十二社、日本雑誌協会九十三社、日本新聞協会、新聞、放送、通信関係百五十四社、文字どおり全メディアがこの法案に反対をしています。

最近、与党の方でも法案を撤回して出し直すという方針を固めたとか、そういう動きがあるとか、いろいろ報道等では伝えられておりますが、議院内閣制のもとでは、当然与党と政府とよく連携をとつてやっておられるはずですから、政府も承知しておられるはずだと思ひます。

そこで官房長官に、政府案を廃案にして新しい形で考え直す、こういう方向について、お考えというものを伺つておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 法案につきましては、早期の成立を図るという観点から、現在国会においてさまざまな御尽力をいただいているところでござい

ます。廃案とかいうようなお話につきましては、そもそもこの法案の取り扱い、国会にお出ししてございまして、国会の権能でございまして、政府から廃案とかいった、そういうような取り扱いについては申し上げる、こういう立場にはございません。ただ、この法案の趣旨というものは、IT社会における国民生活を守るための基盤整備、こういう観点から考えますと不可欠なものであるということでございますので、政府としては、ぜひとも速やかな成立をお願いしたい、こういうふうに考えております。

○吉井委員 個人情報保護というのは、冒頭にも申しましたように、そのことは必要なことです。被害の多い信用情報など、消費生活を送る上で、知らない間に個人情報売買されているとか、さまざまな被害も出ています。

ですから、業態ごと、業界分野ごとに個人情報保護の必要な法整備を図っていくというのは当然必要なことだと思いますが、今出されておりますような政府案については、これは報道機関、個人の基本原則からの適用を削除するということや、主務大臣制でなく、やはりきちんと行政から独立した第三者機関というものを設けることとか、自己情報コントロール権をきちつとしていくことなど、多くの問題がありますから、やはりこれは速やかに撤回をして、抜本的に政府の方も考え直さることが必要だ。

もちろん私たちは、個人情報そのものについては従来より真剣な検討を行つておりますので、そういう立場で臨んでいきたい、このことを申し述べまして、時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○佐々木委員長 以上で吉井英勝君の質疑は終了いたしました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社会民主党・市民連合の北川れん子といひます。

きょうの議論を聞いておりまして、民間や地方、国に収集された個人情報が一括だれのものであるかといった点が、今の政府提案のものに対しての強固な廃案の意思を持つ者と、基盤整備であるから必要だという立場の政府との大きな違いになってくると思ひますが、政府の先ほどの答弁では、バランスの上において個人情報というものが収集した側にあるんだと言わんばかりの論調であつたと思ひますけれども、その辺の論調を藤井個人情報室長ですか、審議官でいらつしやる藤井さんの方にお伺ひしたいと思ひます。「ストップ! 個人情報ホゴ法」という本が出ているんですが、その中で、個人情報保護担当室

の担当者が、「個人情報には所有権が成立しない。例えば、ある人の家がどこにあるかは、客観的情報であって、その人のものではない」、つまり、個人情報とは個人のものではないと明言されて説明をされたという一文があるんですけども、こういう状況の場において、この点など、これが藤井さんだっただろうかわからないわけですが、今、今の一文を聞かれて、それから先ほどまでの議論と兼ね合わせて、藤井審議官は今どういうふうなお考えの立場に立っていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○藤井政府参考人 まず、御引用の雑誌の件については、今は全く心当たりはありませんので、その問題とは別に一般論ということでお答えしたいと思うんですが、情報がだれのものかというのは、これは非常に難しい問題だろうと思います。御案内の知的所有権という制度では、これは相当ある程度手続を持った上でだれの情報とか、そういうような制度になっておるわけですが、それ以外については、若干秘密保護法的な制度があるとか、そういうことで成り立っているわけでございます。

それで、今まさに新たにこういう個人情報保護法制というものをつくって個人情報の取り扱いというものを規律していくということを試みているわけですが、その中でも、個人に関する情報がだれのものということは、率直に言って私どもの物の考え方ではなかなか結論が出ないと思っています。

今の法律は、個人情報だれのものというよりは、むしろ個人情報のいろいろな取り扱いによって、その取り扱い次第で、いろいろ個人の権利利益に危険性及び可能性がある、個人のそういう権利に対する危険性を未然に防止するというような観点から制度をつくっておるわけでございます。これは、OECD八原則なんかも大体そういうような考え方で行っているわけですが、個人情報だれのものかというふうなことになる、なかなか私どもからはちょっとお答えすることは

難しいかと思っています。

例えば、お医者さんのカルテなんか、よく、書いたお医者さんの個人情報なのか、患者さんの個人情報なのか、あるいはメディアの関係でも、メディアが取材した結果の個人情報というの、そのメディアのものなのか、あるいは取材された側のものでないのか、いろいろ考え方があろうかと思うんですが、そこはちょっと率直に申し上げて、お答えする考えを持ち合わせていないということでございます。

○北川委員 ということは、これは雑誌ではなくて本なので、こういう説明を消費者団体にしたと自身の間違ひであったということだろうと思うんですけども、では、その点は明確にしておきたいと思っています。

日本には戸籍制度があって、何のために収集するのかという目的がないということで、国連などからも再三勧告を受けているというのが実態であるという点において、センシティブ情報の件が議論になりましたけれども、差別を生み出すおそれのある情報ということで、定義は明確な定義になつておられますので、その点なども後段の方で伺いをしたいと思います。

「法律文化」の十一月号で、また藤井審議官がいろいろインタビューにお答えになつておられるんですが、きょうたまたま細野委員のときに配られた体系というものの図表がありますが、今回の「法律文化」に載っている中には、個別法という丸が入っているんですね。質問が、「今後、業種ごとの個別法を整備していく必要性は？」ということですが藤井さんに聞かれたら、藤井さんは、「個人情報保護法案はあくまで最大公約数的なものです。」と。最後の結びには、「個別法の議論が進むことを願いたいと思います。」というふうに言われています。

これはちょっと新たな展開だなと思ってこれに着目したんですけども、このいきさつと、では一体どの分野を最大公約数的なものとして今お考えなのか、御発言いただいたかと思いますが。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

また雑誌の記載内容について直接お答えするというよりは、むしろ従来私どもの考えていた考え方を御説明したいと思うんですが、もともこの基本法構想というのが、個人情報というのとはさまざまな分野でいろいろの使われ方がされておるわけであって、そういうさまざまな分野にできるだけふさわしい制度をつくっていく、総合的につくっていくという構想に立っております。

その中で、今の法律というのは、普通の事業者、ある程度データベースで相当規模のものを事業の用に供しておられる方、どこにもあるような、そういう普通の事業者の方々に対する規制という形でまずつくっておいて、それから、これは個人情報保護検討部会でも議論されていたんですが、特に、やはり取り扱い次第で個人の権利利益の侵害という面から非常に危険性の高い、そういう分野については個別法ということで御議論が進んでいたということです。

そういう個別法構想というのは引き続き今回の基本法制の中でもきちっと規定として入れているわけでございます。特にどういう分野が考えられるかということになると、それはまさに今、各省庁が基本法が成立した段階から検討していただかなきゃいかぬという話だろうと思うんですが、ただ、いずれにしても、これも保護検討部会との話になった、例えば、信用情報をどうするか、そういう分野についてはやはり重要な検討課題として引き続き残っているというふうな認識でございます。

○北川委員 でも、これは二〇〇二年十一月なもので、それから、新たにこの表に、これは内閣官房個人情報保護担当室による出典というふうになつて体系イメージが出てくるものから、今信用情報云々とかという語尾が消えていったんですが、これはポジティブリストの提案を政府が積極的にされたというふうな受けとめてよろしいんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

けさほど来御指摘のあったポジティブリストは、むしろその雑誌では最大公約数を規律する法律、その対象範囲のつくり方として、普通の各国の法律というのは、大体一般的、包括的法律を出して、むしろネガティブリストで適用除外しているというのが多いんですが、そこはむしろ逆転して、ポジティブリストでそういう一般法的な制度がつけられないのかという御指摘だったと思います。

個別法の問題は、むしろ、そういう一般法的なレベルではなくして、もっと厳格なきめ細かい制度、そういう面での規律が必要な分野という意識でございまして、先ほど申し上げましたように、信用情報なんか、売買事例の御紹介もございましたけれども、一たん悪用されると非常に重大な個人の権利利益の侵害のおそれがあるわけでございまして、そういうものについてはそれにふさわしい制度をつくるという、むしろそういう意味での特別法、上乗せ法と申しますか、そういう意味で申し上げているところでございます。

○北川委員 新たな展開になつていらっしゃる点を積極的に自己評価をされていないように受けとめるんですが、私たち社民党も、対策をつくった折にとても難しかったのが、非営利になぜこの法案がかけられるのか、また一般の、自然人と法律用語では言うらしいんですが、市民生活になぜこの法律をかける必要があるのかといった点でとても悩んだんですが、昨今は、梓澤弁護士等が提案されていたりほかの方もおっしゃっていますが、営利事業に限るべきだという提案があるんですね。

そういう意味で、個別法の業務の精査ということとを政府自身されている点において、なぜ非営利にかける必要を積極的に今なお堅持されているのか、その点を少し御説明いただきたいと思っています。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

個人情報取扱事業者の定義にかかわる御質問か

と思うんですが、なぜ個人情報取扱事業者というものを相当程度の個人データベースを事業の用に供している者としたのかと申しますと、それはやはり、そういった方々が、IT社会、言いかえるといけばネットワーク社会とコンピュータ処理社会でございますが、そういった社会で、やはりその取り扱い次第で極めて大きな権利利益の侵害をもたらすおそれのある活動をしておられる方、そういう認識のもとでつくっているわけです。そういう見方からいたしますと、とにかく個人データをデータベースにたくさん蓄えておられてそれを事業の用に供しておられれば、それは、非営利事業であるか営利事業であるかにかかわらず、そういう目から見たら変わらないということでございます。

それと、御質問の趣旨を超えるかもしれませんが、けれども、非営利事業とかあるいは公益事業ということであれば個人情報取扱事業者が悪いことをしないというような意味で、そういった者は除外できるんじゃないかというような御指摘が、含まれているのかどうか知りませんが、もしそういうことであるとすれば、逆に、近年は営利事業であつてもほとんど、メセナとかの公益事業とか、そういう分野で非常に社会に貢献するような活動をしておられますし、逆に公益事業であつてもいろいろ批判のある法人もございまして、公益、非公益、あるいは営利、非営利というような基準では、IT社会における個人データの取り扱いに対する危険防止という基準と結びつけるのはなかなか難しいなというふうに考えておるところでございます。

○北川委員 そういった方々という中に個人情報電子検索データでかなりたくさん集めることができる人という意味合いにおいて言われたんだらうと思うんですが、独立行政法人までの分はあるんですが公益法人がないとか、そういう点において私たちもすごく難しい点はあるんですが、一般市民社会に、今マスコミの方々がまさに懸念されていた表現の自由や言論の統制、監視対

象に主務大臣がすべてつくといった点が、市民生活の中にこの法律ができたがゆえに入り込む可能性をもたらすといった点において、私はこの法案の廃案主張の主たるところに置いているわけなんです。

先ほど、民間事業者による個人情報の漏えい等の主な事例というのを教えていただいたので、ことしは二十万件、十七万四千件ぐらい、そして去年が三十八万二千件、これは一件でなんですね。一件で三十八万二千件。九八年は、一件でこれは高島屋の顧客名簿ということで五十万件、九六年が全国信用情報センター連合会の八十五万件と、件数が、たまたま今回、十一月までで二十三件で十七万四千件。しかし、過去においては、情報収集をしている一社が八十五万とか五十万とか、かなり大量の部分の漏えいというのが事象として上がってきているんですけれども、では、今回の法律で、流出された情報、個人情報なんですが、これへの救済といった面においての法律の中での担保というものが条文の中にあるんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

こういう漏えい事件が起きた後の救済というような御指摘だったかと思うんですが、一つお断り申し上げておきたいのは、この今の私どもが御提案申し上げている法律は、むしろ、実際のプライバシー事件が発生する前に、そういうプライバシー事件が発生しないように、いろいろな予防措置とか予防的ルール、そういったものをつくってそれを守っていただくということを主眼とした制度でございます。

ただ、そうはいっても、事後救済にかかわらないかというところ、いろいろ、開示請求権の行使とか、訂正請求権の行使とか、利用停止請求とか、そういうことをやっていただくということで本人のいわば救済に資するものであるという認識はございますが、主眼は、むしろ、いろいろなIT処理される個人データがみだりな取り扱いのされ方を、そういったことのないようにすることによってプライバシー事件の発生を予防しようとい

うところを考えているということでございます。

一たん個人データが漏えいしたりしてプライバシー侵害を初めとした被害が生じたということになりますと、これは、民法上の不法行為による損害賠償請求とか慰謝料請求とか、そういう制度が既にあるわけでございますし、あと、名誉毀損とか公然侮辱に当たるとかいうことであれば、それはまた既に刑法上のそういう制度があるわけでございますし、そういった制度を使って国民の権利利益が救済を図られる、そういう制度になっているということでございます。

○北川委員 まさに、事後救済はなくて、事後のことでも何かトラブルがあるんだったら裁判しなさいということ、事前規制に重きを置いていらいっしやるというのをみずからおっしゃったんです。だからこそ、非営利や一般の、自然人という市民の方々への規制というのが、言論の統制や表現の自由への規制とともに根深く憲法に抵触するということ、この法案の廃案を求める根拠になるわけですか。

では、個人情報の構成要件とは一体何なんでしょう。

○藤井政府参考人 個人情報の定義に関する御質問でございますが、これは法律上の定義がございまして、第二条でございますが、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの、いわゆる識別可能情報である個人情報というものを個人情報と称しているということでございます。

○北川委員 識別可能ということなんですけれども、じゃ、今回、防衛庁リストの問題でこの審議がまさにストップしたのは、例えば、名前一つだけでは幾ばくか検索がしにくい、でも、その名前についてのリストが他にあれば、それは識別可能であるし、ABCだけではわかりにくいけれども、Aは何を指すのかというのが他のリストで、四情報プラス二情報とか、よく今言われている本

人確認情報ですね、住基ネットでの法文の中で規定されました本人確認情報というリストがAはこの人を指すというふうに出ていけば、まさにAであつても個人識別は可能だというふうに思うんですけれども、その点はどういうふう理解されているんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

実際に、その情報が識別可能情報かどうかという点については、やはりケース・バイ・ケース、いろいろ考えた上で判断する必要があると思っております。ただ、一般論として申し上げますならば、いわゆる氏名、住所、あと識別番号等もあるんですが、いずれにしても、そういった識別性を表示するような符号、文字、そういったものとその人の情報というものが一体的になっている。しかも、識別といったって、実在するその本人が識別される必要があると思つていまして、ただ、識別程度というのは、これは法律制度の通例なんです、最終的な判断基準というのは、やはり社会通念とか一般的な蓋然性で識別が可能かどうかという判断になるかと思つてます。

防衛庁リスト問題で、御質問のようなアルファベットだけで識別可能かどうかというようなのは、ちよつと外からはなかなか判断できないところはあつて、すけれども、ただ、アルファベット、AならAさんというふうなのが何人もいるということであるならば、それは識別可能ということとは難しいんじゃないかと思つております。

○北川委員 ケース・バイ・ケースということで、この辺などの詰めがとてまあいいで、この法案は混乱をもたらす可能性はすごく高いと思うんです。

氏名と住所だけといった場合に、これは個人情報なんでしょうか。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

一般的には、氏名とか住所というのは特定の個人を識別する典型的な識別情報と言えらると思つて、その二つがそろつていけば識別性ありと言つていいかと思つてます。

○北川委員 では、個人の氏名一でも、識別はある一定程度の可能性はありますので一件となってしまうんですが。

では、先ほど問題になった件数なんです、これをまた件数で定義をするといったときに、私はじかに藤井審議官がいろいろところで話していらつしやるのを聞いて、それはまさに国会議員の審議が決める件数であるんだというふうにおっしゃっていました。けれども、きょう前段の議論を聞いてみると、国会議員自身がその件数を決める当事者であるという認識があるのかといえ、それはなくて、じゃ、政府はどうなんだという御質問もあつたんです。

この一件という件数の数え方についてなんです、氏が名が一でも、氏名プラス住所でこれを二とするのか、その辺などは、どういう一件というものを具体的にカウントの一件とされるのかを御説明ください。

○藤井政府参考人 今の御質問は、個人情報取扱事業者というものの定義を定める場合に、その個人情報取扱事業者が取り扱うこととなる保有個人データですか、これのいわば範囲、これについては、けさはど来の大臣等からの、政令で定めるんだということになっていて、ただ、五千という目安の数字を申し上げたことに関連する御質問かと思ふんですけれども、私自身、従来申し上げていますのは、まさに大臣等がお答えになったとおりでございます、政令で定めることになるのであると。

ただ、政令で定めることになるんですけれども、国会で今法案を御審議いただいている、そういう御審議の参考のためには、やはり政府側としてはどの程度の目安を考えているかというふうなのは、まだ政令制定前であつてもやはり出すべきであるということ、法案審議の御議論のためという意味で、一応、五千人ぐらいがベースになっておりますということを申し上げているところでございます。

国会がお決めるということのような御質問に関連

しては、これも私どもが申し上げているのは、政令は政府が策定することになるんですが、当然、国会での御議論、今回の場合は五千件が果たしていいのかどうか、そういう御議論があれば、そういった御議論をやはり参考にいたしましてその件数をやはり定めていくべきであるということをお願いしているわけでございます。

それに加えて、先ほど来大臣からも御答弁いただきましたけれども、いろいろな調査をするとか、あと、こういった基準についてはやはりパブリックコメントというものもやらなければいけないと思つていきますので、そういういろいろな手続、各方面からの御意見あるいは調査、そういったものを行った上で、最終的に政令で決めたということをお願いしているところでござい

○北川委員 一つ答弁が抜けていたと思うんですけれども、五千件の御議論をされたのはまさに藤井審議官であつて、あるとき五千件と言われたのは私も聞きましたけれども、あるときは一万件と言われていて、政令で落とすというのは官僚が決めるということだろうと思うんですが、その点をもう一度詰めてお伺いしたいと思います。

それと、一件というのをどういうカウントでやるかに対しては明確な御答弁がなかったもので、つけ加えてください。

○藤井政府参考人 一件の勘定の仕方の問題でございまして、これは、データベースでは、大体個人名ごとに体系化できることになっておりまして、したがって、個人名ごとにファイル化された、データベースの中でのさらにはファイルということになりまして、個人名の数である。個人名ごとに属性情報というのはいまだ幾つかあるかと思ひますけれども、その属性情報単位で五千とか言っているわけじゃなくて、あくまで、だれそれの個人データという場合のそのだれそれを一人という勘定の仕方、要は、名前と申しますか、氏名で勘定するということになります。個々の属性情報ごとのデータではありません。

○北川委員 じゃ、氏名が一で、それにプラス付加情報が三つければ、一プラス三で四、四件持つているというふうになるということですか。一に属性することの態様がすべてであれば、それはあくまでも一に帰着するということですか。

○藤井政府参考人 説明がお聞き取りにいかつたかと思ひますけれども、まさに逆でございまして、一人の個人に四件の属性情報があつたとすると、それはもう、一人の個人で一件、一足す四というふうにはならなくて、それはあくまで一件、こういうカウントの仕方ということでございます。失礼しました。

○北川委員 それで、いろいろ、氏名とは何を指すかということになると思ふんですが、まさに電子情報の中で、ハンドル名とかという使われ方とか、いろいろとそういう点においての問題点等々とか、一件に付随する情報において等は、五千件が適当とされた理由とかが私自身はよくわからないので。

時間が迫つてきているんですけれども、識別可能性とは具体的に何かというのを具体的な例を挙げて説明していただけますか。

○藤井政府参考人 余りすぐには思ひ浮かばないんですが、先ほど委員の方から御指摘がありましたけれども、例えばいろいろな連絡先を記載したリスト、そういったものは当然対象になりますし、企業なんかの例をとつてみますと、いろいろ最近では、顧客情報というような形で、大体、氏名、住所、それから家族構成とかそういったものをデータベースに入れておられる場合もあるうかと思ひますけれども、そういったものは、まさに我が法案の対象としておられる個人データであるということでございます。

○北川委員 次に、では福田官房長官にお伺いたいんですけれども、やはり私は、今回の個人情報保護法というのは、まさに、国や民間が個人情報報をいかにコントロールできるかという立場に立つての基盤整備の方に重点が置かれ過ぎているというふうに思ふんです。

センシティブ情報において、片山大臣はまだ明確な定義づけができていないということなんです、一九九〇年の国連の決議の状況におきまして、差別を引き起こす可能性のあるデータの収集という点において、スペシアルデータやセンシティブ情報というのは収集してはならないというふうに決議されたという点を御存じかどうかという点。

それと、先ほどほかの委員からも出ていたんですけれども、この間、十一月の末に、各紙が、廃案に向けて政府の方は方針を固めたというふうにおっしゃいます。与党の筆頭はそういうふうにおっしゃいます。廃案にする方針を固めたというふうにおっしゃっているわけです。これは、先ほどは、早期に基盤整備だからと。でも、偏りがどちらかにあり過ぎた法案を自分たちの都合のいいように基盤整備したいというふうにしか聞かえないわけです。

福田官房長官は、九〇年の国連決議の際に、日本は、自分たちの戸籍というものがあつたがゆえに、それに対して反対の申し出をしたんですが、総会から一蹴されているわけですが、そういう事実があつたという点、それで認めざるを得なかったという点を理解されているかという点と、廃案報道、廃案見直し報道をどのように受けとめられているかというのを伺いたいと思ひます。

○福田国務大臣 国連の決議というのは、私知りません。不勉強で申しわけありません。それから、法案そのものについては、現在、成立を目指しているという国会において御尽力いただいております、こういう状況でございます。

また、この法案のこれからどうするかといった取り扱いの問題、これは、政府としてどうこうと申し上げる、そういう立場にないわけでございますので、この早期成立に向けて国会で御尽力いただく、それを見守らせていただきたい、こう思つております。

○北川委員 ちょうど、きょうの審議を合わせて

二十二時間十分というふうになるんですけれども、最後にお伺いしたいんですが、この一年半を超えて三度も継続審議になっているという状況を、小泉内閣の官房長官としてどのように認識されているんでしょうか。

○福田国務大臣 今申し上げたのでございますけれども、いずれにしても、この法案そのものは、国民生活を守る、国民が安心できるような社会のために必要な法案だ、こういう基本認識をしておきますので、ぜひ早期成立を目指して御尽力くださるようお願いを申し上げます。

○北川委員 終わります。ありがとうございます。以上で北川君の質疑は終了いたしました。

○佐々木委員長 次に、国民生活の安定及び向上に関する件について調査を進めます。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を得た次第であります。

この際、本起草案の趣旨及び内容について、私から御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

現在の我が国社会において、民間非営利団体、いわゆるNPOは、多様な先駆的役割を担い、人間味のあるサービスを提供することで、行政や企業では満たされない社会的ニーズにこたえ、重要な役割を果たしております。二十一世紀の我が国においては、行政、企業、NPOが相互に連携しながら活動を行い、安定的で活力のある社会を築くことが期待されております。

特定非営利活動法人制度については、法施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとさせていただきます。

また、特定非営利活動を推進し支援する観点から、法をさらに幅広くかつ適切に活用できるようにすべきであるとの指摘がなされております。

そこで、今回、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証に係る申請手続を簡素化するとともに、暴力団を排除するための措置を強化する等の改正を行う本起草案を提案することとした次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、本法の別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」を追加することとしております。

第二に、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図ることとしております。

第三に、暴力団等を排除するための措置の強化を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員や職務を担う者の資格要件を厳格化し、役員や職務を担う者が暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、警察庁長官または警察本部長の意見を聞くことができること等としております。

第四に、租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附または贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について、本法に明記することとしております。

第五に、特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加することとしております。

なお、本案は、平成十五年五月一日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（本号末尾に掲載）

○佐々木委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の提案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

なお、本法提案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

個人情報の保護に関する法律案

個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本原則（第三条―第八条）

第三章 国及び地方公共団体の責務等（第九条―第十一条）

第四章 個人情報保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第十二条）

第二節 国の施策（第十三条―第十五条）

第三節 地方公共団体の施策（第十六条―第十八条）

第四節 国及び地方公共団体の協力（第十九条）

第五章 個人情報取扱事業者の義務等

第一節 個人情報取扱事業者の義務（第二十条―第四十一条）

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十二条―第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条―第六十条）

第七章 罰則（第六十一条―第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報等を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」と

は、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)のうち別に法律で定めるもの

四 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四十五条の五の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち別に法律で定めるもの

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報等をいう。

この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存在が明らかにすることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のものをいう。

この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 基本原則

第三条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第八条までに規定する基本原則のつとめ、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(利用目的による制限)

第四条 個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

(適正な取得)

第五条 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

(正確性の確保)

第六条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。

(安全性の確保)

第七条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

(透明性の確保)

第八条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

第三章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第九条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じた、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人及び特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

て、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第四章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第十二条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人及び特殊法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 個人情報取扱事業者及び第四十五条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 国の施策

(地方公共団体等への支援)

第十三条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に關して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理のための措置)

第十四条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第十五条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三節 地方公共団体の施策

(保有する個人情報の保護)

第十六条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

(区域内の事業者等への支援)

第十七条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第十八条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに
関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切か
つ迅速に処理されるようにするため、苦情の処
理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

第四節 国及び地方公共団体の協力
第十九条 国及び地方公共団体は、個人情報の保
護に関する施策を講ずるにつき、相協力するも
のとする。

第五章 個人情報取扱事業者の義務等
第一節 個人情報取扱事業者の義務
(利用目的の特定)
第二十条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取
り扱うに当たっては、その利用の目的(以下
「利用目的」という。)をできる限り特定しなけ
ればならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する
場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を
有すると合理的に認められる範囲を超えて行つ
てはならない。
(利用目的による制限)
第二十一条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ
本人の同意を得ないで、前条の規定により特定
された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、
個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由に
より他の個人情報取扱事業者から事業を承継す
ることに伴って個人情報取得した場合は、あ
らかじめ本人の同意を得ないで、承継前におけ
る当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲
を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならな
い。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合について
は、適用しない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必
要がある場合であつて、本人の同意を得るこ
とが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推

進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに對して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
(適正な取得)
第二十二条 個人情報取扱事業者は、偽りその他
不正の手段により個人情報取得してはならな
い。
第二十三条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取
り得た場合は、あらかじめその利用目的を公
表している場合を除き、速やかに、その利用目
的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわ
らず、本人との間で契約を締結することに伴
つて契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方
式その他の人の知覚によつては認識することがで
きない方式で作られる記録を含む。以下この項
において同じ。)に記載された当該本人の個人情
報を取得する場合その他本人から直接書面に記
載された当該本人の個人情報取得する場合
は、あらかじめ、本人に對し、その利用目的を
明示しなければならない。ただし、人の生命、
身体又は財産の保護のために緊急に必要がある
場合は、この限りでない。
3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した
場合は、変更された利用目的について、本人に
通知し、又は公表しなければならない。
4 前三項の規定は、次に掲げる場合について
は、適用しない。
一 利用目的を本人に通知し、又は公表するこ
とにより本人又は第三者の生命、身体、財産
その他の権利利益を害するおそれがある場合
二 利用目的を本人に通知し、又は公表するこ
とにより当該個人情報取扱事業者の権利又は

正当な利益を害するおそれがある場合
三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める
事務を遂行することに対して協力する必要が
ある場合であつて、利用目的を本人に通知
し、又は公表することにより当該事務の遂行
に支障を及ぼすおそれがあるとき。
四 取得の状況からみて利用目的が明らかであ
ると認められる場合
(データ内容の正確性の確保)
第二十四条 個人情報取扱事業者は、利用目的の
達成に必要な範囲内において、個人データを正
確かつ最新の内容に保つよう努めなければなら
ない。
(安全管理措置)
第二十五条 個人情報取扱事業者は、その取り扱
う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止そ
の他の個人データの安全管理のために必要かつ
適切な措置を講じなければならない。
(従業者の監督)
第二十六条 個人情報取扱事業者は、その従業者
に個人データを取り扱わせるに当たっては、当
該個人データの安全管理が図られるよう、当該
従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなけ
ればならない。
(委託先の監督)
第二十七条 個人情報取扱事業者は、個人データ
の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、そ
の取扱いを委託された個人データの安全管理が
図られるよう、委託を受けた者に対する必要か
つ適切な監督を行わなければならない。
(第三者提供の制限)
第二十八条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる
場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得な
いで、個人データを第三者に提供してはならな
い。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必
要がある場合であつて、本人の同意を得るこ
とが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推
進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに對して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される
個人データについて、本人の求めに応じて当該
本人が識別される個人データの第三者への提供
を停止することとしている場合であつて、次の
各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人
に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置
いているときは、前項の規定にかかわらず、当
該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。
二 第三者に提供される個人データの項目
三 第三者への提供の手段又は方法
四 本人の求めに応じて当該本人が識別される
個人データの第三者への提供を停止するこ
と。
3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三
号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内
容について、あらかじめ、本人に通知し、又は
本人が容易に知り得る状態に置かなければなら
ない。
4 次の各号に掲げる場合において、当該個人
データの提供を受ける者は、前三項の規定の適
用については、第三者に該当しないものとす
る。
一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必
要な範囲内において個人データの取扱いの全
部又は一部を委託する場合
二 合併その他の事由による事業の承継に伴つ
て個人データが提供される場合
三 個人データを特定の者との間で共同して利
用する場合であつて、その旨並びに共同して

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推
進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに對して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される
個人データについて、本人の求めに応じて当該
本人が識別される個人データの第三者への提供
を停止することとしている場合であつて、次の
各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人
に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置
いているときは、前項の規定にかかわらず、当
該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。
二 第三者に提供される個人データの項目
三 第三者への提供の手段又は方法
四 本人の求めに応じて当該本人が識別される
個人データの第三者への提供を停止するこ
と。
3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三
号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内
容について、あらかじめ、本人に通知し、又は
本人が容易に知り得る状態に置かなければなら
ない。
4 次の各号に掲げる場合において、当該個人
データの提供を受ける者は、前三項の規定の適
用については、第三者に該当しないものとす
る。
一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必
要な範囲内において個人データの取扱いの全
部又は一部を委託する場合
二 合併その他の事由による事業の承継に伴つ
て個人データが提供される場合
三 個人データを特定の者との間で共同して利
用する場合であつて、その旨並びに共同して

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推
進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに對して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される
個人データについて、本人の求めに応じて当該
本人が識別される個人データの第三者への提供
を停止することとしている場合であつて、次の
各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人
に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置
いているときは、前項の規定にかかわらず、当
該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。
二 第三者に提供される個人データの項目
三 第三者への提供の手段又は方法
四 本人の求めに応じて当該本人が識別される
個人データの第三者への提供を停止するこ
と。
3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三
号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内
容について、あらかじめ、本人に通知し、又は
本人が容易に知り得る状態に置かなければなら
ない。
4 次の各号に掲げる場合において、当該個人
データの提供を受ける者は、前三項の規定の適
用については、第三者に該当しないものとす
る。
一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必
要な範囲内において個人データの取扱いの全
部又は一部を委託する場合
二 合併その他の事由による事業の承継に伴つ
て個人データが提供される場合
三 個人データを特定の者との間で共同して利
用する場合であつて、その旨並びに共同して

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推
進のために特に必要がある場合であつて、本
人の同意を得ることが困難であるとき。
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委
託を受けた者が法令の定める事務を遂行する
ことに對して協力する必要がある場合であつ
て、本人の同意を得ることにより当該事務の
遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される
個人データについて、本人の求めに応じて当該
本人が識別される個人データの第三者への提供
を停止することとしている場合であつて、次の
各号に掲げる事項について、あらかじめ、本人
に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置
いているときは、前項の規定にかかわらず、当
該個人データを第三者に提供することができる。

利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに關し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
二 すべての保有個人データの利用目的
第三十條 第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。

三 次項、次条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続(第三十五条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
二 第二十三條第四項第一号から第三号までに

該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的の通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十條 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合又は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
三 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第一項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第三十一条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の

規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十一条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第二十二條の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十八條第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であつて、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であつて、本人の権利

利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十三條 個人情報取扱事業者は、第二十九條第三項、第三十條第二項、第三十一條第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第三十四條 個人情報取扱事業者は、第二十九條第二項、第三十條第一項、第三十一條第一項又は第三十二條第一項若しくは第二項の規定に基づき求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に關し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従つて、開示等の求めを行わなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに關し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の求めは、政令で定めるところによ

り、代理人によつてすることが出来る。

4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十五条 個人情報取扱事業者は、第二十九条第二項の規定による利用目的の通知又は第三十条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告の徴収)

第三十七条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十八条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十九条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第二十一条から第二十三条まで、第二十五条から第三十二条まで又は第三十五条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止を

の他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第二十一条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで又は第二十八条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(配慮義務)

第四十条 主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行う場合においては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることがないよう配慮しなければならない。

(主務大臣)

第四十一条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のもののについて、特定の大員又は国家公安委員会(以下「大臣等」という。)を主務大臣に指定することができる。

一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣(船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣)及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱

いのうち前号に掲げるものの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第二節 民間団体による個人情報の保護の推進

(認定)

第四十二条 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として次の各号に掲げる業務を行おうとする法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。)は、主務大臣の認定を受けることができる。

一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第四十七条の規定による苦情の処理
二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

2 前項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣に申請しなければならない。
3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格事項)
第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

つた日から二年を経過しない者

二 第五十三条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ 第五十三条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しない者

(認定の基準)
第四十四条 主務大臣は、第四十二条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
一 第四十二条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
二 第四十二条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
三 第四十二条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて同項各号に掲げる業務が不公平になるおそれがないものであること。

(廃止の届出)
第四十五条 第四十二条第一項の認定を受けた者(以下「認定個人情報保護団体」という。)は、その認定に係る業務(以下「認定業務」という。)を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象事業者)

第四十六条 認定個人情報保護団体は、当該認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者を対象事業者としなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

(苦情の処理)

第四十七条 認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報取扱いに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(個人情報保護指針)

第四十八条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保のために、利用目的の特定、安全管理のための措置、本人の求めに応じた手続その他の事項に関し、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「個人情報保護指針」という。)を作成し、公表するよう努めなければならない。

2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表したときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努めなければならない。

(目的外利用の禁止)

第四十九条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(名称の使用制限)

第五十条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第五十一条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に對し、認定業務に関し報告をさせることができる。

(命令)

第五十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に對し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第五十三条 主務大臣は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第四十三条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十四条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第四十九条の規定に違反したとき。

四 前条の命令に従わなかつたとき。

五 不正の手段により第四十二条第一項の認定を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(主務大臣)

第五十四条 この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、第四十二条第一項の認定を受け

ようとする者のうち特定のものについて、特定の大員等を主務大臣に指定することができる。

一 設立について許可又は認可を受けている認定個人情報保護団体(第四十二条第一項の認定を受けようとする者を含む。次号において同じ。)については、その設立の許可又は認可をした大臣等

二 前号に掲げるもの以外の認定個人情報保護団体については、当該認定個人情報保護団体の対象事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

(適用除外)

第五十五条 個人情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、前章の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる者が、専ら当該各号に掲げる目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、この限りでない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 報道の用に供する目的

二 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

三 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

四 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(地方公共団体の処理する事務)

第五十六条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこと

とすることができる。

(権限又は事務の委任)

第五十七条 この法律により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(施行の状況の公表)

第五十八条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に對し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(連絡及び協力)

第五十九条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(政令への委任)

第六十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第六十一条 第三十九条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 第三十七条又は第五十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五章から第七章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本人の同意に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前になされた本人の個人情報取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第二十一条第一項又は第二項の同意があつたものとみなす。

第三条 この法律の施行前になされた本人の個人情報取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第二十八条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項の同意があつたものとみなす。

(通知に関する経過措置)

第四条 第二十八条第二項の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

第五条 第二十八条第四項第三号の規定により本

人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、この法律の施行前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第五十条の規定は、同条の規定の施行後六月間は、適用しない。

(法制上の措置)

第七条 政府は、この法律の公布後一年を目途として、第十一条第一項及び第二項に規定する法制上の措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第八条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中第六十一号を第六十二号とし、第三十九号から第六十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

第三十九 個人情報の保護に関する基本方針（個人情報保護に関する法律（平成十三年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第三十一条中「第三項第六十号」を「第三項第六十一号」に改める。

第三十八条第一項第一号中「並びに市民活動の促進」を「市民活動の促進並びに個人情報の適正な取扱いの確保」に改め、同項第三号中「（昭和四十八年法律第二百一十一号）」の下に

「及び個人情報保護に関する法律」を加える。
附則第一条ただし書中「第四条第三項第五十三号」を「第四条第三項第五十四号」に改める。

理由

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報

の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の全部を改正する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政機関における個人情報の取扱い（第三条―第九条）

第三章 個人情報ファイル（第十条・第十一条）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示（第十二条―第二十六条）

第二節 訂正（第二十七条―第三十五条）

第三節 利用停止（第三十六条―第四十一条）

第四節 不服申立て（第四十二条―第四十四条）

第五章 雑則（第四十五条―第五十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次

に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八十二条の二の施設等機関及び同法第八十二条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 行政機関における個人情報の取扱

(個人情報の保有の制限等)

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一人の生命、身体又は財産の保護のために緊

急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報

を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することと明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の提供について、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイル(以下「個人情報ファイル」という。)を保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等)によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合に、その提供先

七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報

ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯罪事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイル

イルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的

に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

（開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報の特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務

員をいう。)である場合において、当該情報
がその職務の遂行に係る情報であるときは
は、当該情報のうち、当該公務員等の職及
び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及
び地方公共団体を除く。以下この号において
「法人等」という。)に関する情報又は開示請
求者以外の事業を営む個人の当該事業に関す
る情報であつて、次に掲げるもの。ただし、
人の生命、健康、生活又は財産を保護するた
め、開示することが必要であると認められる
情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当
該個人の権利、競争上の地位その他正当な
利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないと
の条件で任意に提供されたものであつて、
法人等又は個人における通例として開示し
ないこととされているものその他の当該条
件を付することが当該情報の性質、当時の
状況等に照らして合理的であると認められ
るもの

四 開示することにより、国の安全が害される
おそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係
が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機
関との交渉上不利を被るおそれがあると行
政機関の長が認めることにつき相当の理由が
ある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又
は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共
の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
があると行政機関の長が認めることにつき相
当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団
体の内部又は相互間における審議、検討又は
協議に関する情報であつて、開示することに
より、率直な意見の交換若しくは意思決定の
中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国
民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の

者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼ
すおそれがあるもの

七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団
体が行う事務又は事業に関する情報であつ
て、開示することにより、次に掲げるおそれ
その他当該事務又は事業の性質上、当該事務
又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
があるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦
課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な
事実の把握を困難にするおそれ又は違法若
しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ
の発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、
国、独立行政法人等又は地方公共団体の財
産上の利益又は当事者としての地位を不当
に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正か
つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円
滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業
又は独立行政法人等に係る事業に関し、そ
の企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有
個人情報に不開示情報が含まれている場合にお
いて、不開示情報に該当する部分を容易に区分
して除くことができるときは、開示請求者に対
し、当該部分を除いた部分につき開示しなけれ
ばならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の
情報(不開示請求者以外の特定の個人を識別す
ることができるものに限る。)が含まれている場合
において、当該情報のうち、氏名、生年月日等
の他の開示請求者以外の特定の個人を識別す
ることができることとなる記述等の部分を除くこ
とにより、開示しても、不開示請求者以外の個人
の権利利益が害されるおそれがないと認められ

るときは、当該部分を除いた部分は、同号の情
報に含まれないものとみなして、前項の規定を
適用する。

(裁量的開示)

第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有
個人情報に不開示情報が含まれている場合で
あつても、個人の権利利益を保護するため特に
必要があると認めるときは、開示請求者に対
し、当該保有個人情報を開示することができ
る。

(保有個人情報の存在に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る
保有個人情報が存在しているか否かを答えるだ
けで、不開示情報を開示することとなるとき
は、行政機関の長は、当該保有個人情報の存在
を明らかにしないで、当該開示請求を拒否す
ることができる。

(不開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有
個人情報の全部又は一部を開示するときは、そ
の旨の決定をし、不開示請求者に対し、その旨
の開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実
施に関し政令で定める事項を書面により通知し
なければならない。ただし、第四条第二号又は
第三号に該当する場合における当該利用目的に
ついては、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情
報の全部を開示しないとき(前条の規定により
不開示請求を拒否するとき、及び不開示請求に係
る保有個人情報に保有していないときを含む。)は、
開示をしない旨の決定をし、不開示請求者に
対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(不開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「不開示決定等」
という。)は、不開示請求があつた日から三十日以
内にしなければならない。ただし、第十三条第
三項の規定により補正を求めた場合にあって
は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入

しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、
事務処理上の困難その他正当な理由があるとき
は、同項に規定する期間を三十日以内に限り延
長することができる。この場合において、行政
機関の長は、不開示請求者に対し、遅滞なく、延
長後の期間及び延長の理由を書面により通知し
なければならない。

(不開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報若しくは
大量であるため、不開示請求があつた日から六十
日以内にそのすべてについて不開示決定等をする
ことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるお
それがある場合には、前条の規定にかかわら
ず、行政機関の長は、不開示請求に係る保有個人
情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開
示決定等をし、残りの保有個人情報については
相当の期間内に不開示決定等をするれば足りる。こ
の場合において、行政機関の長は、同条第一項
に規定する期間内に、不開示請求者に対し、次に
掲げる事項を書面により通知しなければならない。
イ。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 残りの保有個人情報について不開示決定等
する期限
(事業の移送)

第二十一条 行政機関の長は、不開示請求に係る保有
個人情報若しくは他の行政機関から提供されたもの
であるとき、その他の行政機関の長において
不開示決定等をするにつき正当な理由がある
ときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当
該他の行政機関の長に対し、事業を移送するこ
とができる。この場合においては、移送をした
行政機関の長は、不開示請求者に対し、事業を移
送した旨を書面により通知しなければならない。
イ。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、
移送を受けた行政機関の長において、当該開示
請求についての不開示決定等をしなければならない。

い。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定以下「開示決定」というをしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報等が独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報等を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二十三条第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二条第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項中「第十三条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報保護法第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四條 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその複製、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報に記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五條 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報、前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第二十六條 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十七條 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。

(訂正請求の手続)

第二十八條 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受け

た日その他当該保有個人情報特定するに足る事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならぬ。

(訂正請求に対する措置)

第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延

長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等を行なう。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行なう。

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報第二十七条第一項第二号に掲げる

ものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とをみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行なう。

(保有個人情報の提供先の通知)

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当

該保有個人情報保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 当該保有個人情報保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。

(利用停止請求の手続)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足る事項
三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提

出しなければならない。

3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報利用停止義務）

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞な

く、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由
二 利用停止決定等をする期限

（審査会への諮問）

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第四十三条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人
二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

第五章 雑則

（適用除外等）

第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る

保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第四節を除く。）の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

（権限又は事務の委任）

第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

（苦情処理）

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
（施行の状況の公表）

第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに關し意見を述べることが出来る。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第五十三条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十條第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有

する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第十三條第一項又は第二項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに關する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第三條―第十條)

第三章 個人情報ファイル(第十一條)

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十二條―第二十六條)

第二節 訂正(第二十七條―第三十五條)

第三節 利用停止(第三十六條―第四十一條)

第四節 異議申立て(第四十二條―第四十四條)

第五章 雑則(第四十五條―第五十條)

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、独立行政法人等において個

人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに關する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三號)第二條第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十號)第二條第二項に規定する法人文書(同項第三號に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報と容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第二章 独立行政法人等における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第三條 独立行政法人等は、個人情報保有に当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的の明示)

第四條 独立行政法人等は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録(第二十四條において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第五條 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報取得してはならない。

(正確性の確保)

第六條 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報過去又は現在の

事実と合致するよう努めなければならない。
(安全確保の措置)

第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報取扱の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 個人情報取扱の従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第

号。以下「行政機関個人情報保護法」という。))第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十条 独立行政法人等は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の提供について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(第三項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該独立行政法人等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 この条において「記録項目」という。及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法

六 記録情報を当該独立行政法人等以外の者に經常的に提供する場合に、その提供先

七 次条第一項、第二十七条第一項又は第三十六條第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

八 第二十七條第一項ただし書又は第三十六條第一項ただし書に該当するときは、その旨

九 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(独立行政法人等が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一

部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

四 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

六 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

七 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

八 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを利用する個人情報簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を独立行政法人等に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている法人文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者(第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生

年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示し

ないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第十六条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存在に関する情報)
第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該保有個人情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)
第十八条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その

旨、開示する保有個人情報利用目的及び開示の実施に關し政令で定める事項を畫面により通知しなければならぬ。ただし、第四條第二号又は第三号に該當する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報全部の開示しないとき(前條の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を畫面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十九條 前條各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第十三條第三項の規定により補正を求めた場合に於ては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を畫面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十條 開示請求に係る保有個人情報若しくは大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前條の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報うちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同條第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を畫面により通知しなければならない。

一 この條の規定を適用する旨及びその理由
二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第二十一條 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報若しくは他の独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を畫面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送を受けた独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第十八條第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第二十二條 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関個人情報保護法第五條に規定する行政機関の長をいう。以下この條及び第三十四條において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を畫面により通知しなければならない。一 開示請求に係る保有個人情報を開示するこ

とにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めるとき。

二 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る保有個人情報若しくは行政機関から提供されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第十九條第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報若しくは行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第十二條第二項に規定する開示請求とをみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第十九條第一項中「第十三條第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第十三條第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三條 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この條、第四十三條及び第四十四條において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に關する情報の内容その他政令で定める

事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該當するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に關する情報の内容その他政令で定める事項を畫面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に關する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に關する情報が第十四條第二号ロ又は同條第三号ただし書に規定する情報に該當すると認められるとき。

二 第三者に關する情報が含まれている保有個人情報若しくは第十六條の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に關する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二條及び第四十三條において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を畫面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十四條 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報若しくは文書又は圖面に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、独立行政法人等は、当該保有個人情報若しくは記録されている文書又は圖面

の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあつては、当該期間内に限る。)

2 前項の規定による開示は、当該期間内にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるとときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定め

を一般の閲覧に供しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報に係る独立行政法人等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 第二十二条第一項の規定により事業が移送された場合において、行政機関個人情報保護法第二十一条第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。

(訂正請求の手續)

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を独立行政法人等に提出しなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保

有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 独立行政法人等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 独立行政法人等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 独立行政法人等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等を適用する期限

(事業の移送)

第三十三条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の他の独立行政法人等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事業を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行ななければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が第三十条第一項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(行政機関の長への事業の移送)

第三十四条 独立行政法人等は、訂正請求に係る保有個人情報の第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該行政機関の長と協議の

上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができ、この場合においては、移送をした独立行政法人等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報移送を受けた行政機関が保有する行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、行政機関個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、行政機関個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「独立行政法人等個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が行政機関個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした独立行政法人等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 独立行政法人等は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報に保有する独立行政法人等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令

の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、第五条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第九条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を独立行政法人等に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 独立行政法人等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 独立行政法人等は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 独立行政法人等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決

定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

第四節 異議申立て
(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全

部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雑則

(保有個人情報の保有に関する特例)

第四十五条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、独立行政法人等に保有さ

れていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十六条 独立行政法人等は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をする事ができるように、当該独立行政法人等が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

(苦情処理)

第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(施行の状況の公表)

第四十八条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第四十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第五十条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、行政機関個人情報保護法の施行の日から施行する。
別表(第二條関係)

名 称 根 拠 法

奄美群島振興開発基金 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
空港周辺整備機構	公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)

社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百十六号)
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三百三十三号)
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第一百五十五号)
生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
地域振興整備公団	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)
中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
通信・放送機構	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百一十三号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五十五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十一年法律第三号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第三百二十二号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十二年法律第六十六号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)

野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)

理由
独立行政法人等において個人情報等の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報公開・個人情報保護審査会設置法案
情報公開・個人情報保護審査会設置法

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 設置及び組織(第二条―第七条)	
第三章 審査会の調査審議の手續(第八条―第十六条)	
第四章 雑則(第十七条・第十八条)	

第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。
第二章 設置及び組織
(設置)
第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十八条

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第十八条第二項
三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第四十二条
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第四十二条第二項
(組織)
第三条 審査会は、委員十五人をもって組織する。
2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができる。
(委員)
第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員は、再任されることができる。
6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。
8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
11 委員の給与は、別に法律で定める。
(会長)
第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(合議体)
第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。
2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。
(事務局)
第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三章 審査会の調査審議の手續
(定義)
第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。
一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書(同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。)(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書(同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。))を含む。
二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。)
3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。
一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂

正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報)をいう。以下この項において同じ。 (独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二條第二項又は第三十四條第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報(同法第二条第三項に規定する保有個人情報)をいう。次号において同じ。を含む。) 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九條第一項、第三十一條第一項又は第四十條第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二條第二項又は第三十四條第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。) (審査会の調査権限) 第九條 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	(意見の陳述) 第十條 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べ機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。 (意見書等の提出) 第十一條 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続) 第十二條 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九條第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十條第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。 (提出資料の閲覧) 第十三條 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 (調査審議手続の非公開) 第十四條 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。 (不服申立ての制限) 第十五條 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができる。	(答申書の送付等) 第十六條 審査会は、諮問に對する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 第四章 雜則 (政令への委任) 第十七條 この法律に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。 (罰則) 第十八條 第四條第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。 附則 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律の施行の日から施行する。ただし、第四條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。 理由 内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会を置くとともに、その調査審議の手続等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律等の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案 行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律等の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律 目次 第一章 總則(第一條) 第二章 會計検査院關係(第二條) 第三章 内閣府關係(第三條・第四條) 第四章 総務省關係(第五條・第十條) 第五章 法務省關係(第十一條・第十七條) 第六章 文部科学省關係(第十八條) 第七章 厚生労働省關係(第十九條・第二十條)	第八章 農林水産省關係(第二十一條・第二十二條) 第九章 經濟産業省關係(第二十三條・第二十九條) 第十章 国土交通省關係(第三十條・第三十四條) 附則 第一章 總則 (趣旨) 第一條 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十四年法律第 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十四年法律第 号)及び情報公開・個人情報保護審査會設置法(平成十四年法律第 号)の施行に伴う關係法律の整備等を行うものとする。 第二章 會計検査院關係 (會計検査院法の一部改正) 第二條 會計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 目次中「會計検査院情報公開審査會」を「會計検査院情報公開・個人情報保護審査會」に改める。 「第五節 會計検査院情報公開審査會」を「第五節 會計検査院情報公開・個人情報保護審査會」に改める。 第十九條の二第一項中「第十八條」の下に「及び行政機関の保有する個人情報の保護に關する法律(平成十四年法律第 号)第四十二條」を加え、「會計検査院情報公開審査會」を「會計検査院情報公開・個人情報保護審査會」に改め、同条第二項中「會計検査院情報公開審査會」を「會計検査院情報公開・個人情報保護審査會」に改め、同条を第十九條の六とする。 第十九條の五中「前三條」を「第十九條の二から前条まで」に、「會計検査院情報公開審査會の組織及び運営」を「會計検査院情報公開・個人情報保護審査會」に改め、同条を第十九條の六とする。
--	--	--	--	--

第十八条の見出し及び同条第二項中「情報公

開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第五章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五百十一号ノ九・第五百十一号ノ十」を「第五百十一号ノ九・第五百十一号ノ十一」に改める。

第四百ノ三中第五百十一号ノ十の次に次の一条を加える。

第五百十一号ノ十一 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)及び其附属書類並ニ地図、建物所在図及び地図ニ準ズル図面ニ記録セラレタル保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ)ニ付テハ同法第四章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(戸籍法の一部改正)

第十二条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第四百七条の六中「第四十八条第二項本文」を「戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四百七条の七 戸籍及び除かれた戸籍の副本並びに第四十八条第二項に規定する書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十三条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三号の二に次の一項を加える。

訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年

法律第 号)第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第四章の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第十四条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第七号中「及び第四百十四号の二」を「第四百十四号の二及び第四百十四号の三」に改める。

第四百十四号の三を第四百十四号の四とし、第四百十四号の二の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第四百十四号の三 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第四百十九号中「第四百十四号の三」を「第四百十四号の四」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第十五条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十四条 債権譲渡登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第一条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第十七条 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第十四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第六章 文部科学省関係

(著作権法の一部改正)

第十八条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十八号中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 著作権登録簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報等をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第八十八号第二項及び第四百四条中「及び第七

項」を「第七項及び第八項」に改める。

第七章 厚生労働省関係

(社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十九条 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第四項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十二年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

(社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十二年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

第八章 農林水産省関係

(漁業法の一部改正)

第二十一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項中「前三項」を「前各項」に

改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 免許漁業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(種苗法の一部改正)
第二十二條 種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第二項中「資料」の下に「(次項において「品種登録簿等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 品種登録簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第九章 経済産業省関係

(鉱業法の一部改正)

第二十三條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九條に次の一項を加える。

6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(特許法の一部改正)

第二十四條 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第八十六條に次の一項を加える。

4 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(意匠法の一部改正)

第二十五條 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第六十三條に次の一項を加える。

4 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(商標法の一部改正)
第二十六條 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二條に次の一項を加える。

4 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)
第二十七條 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特定鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(部改正)

第二十八條 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十八條に次の一項を加える。

4 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)
第二十九條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二條に次の一項を加える。

5 ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

第十章 国土交通省関係
(鉄道抵当法の一部改正)
第三十條 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第四章ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報(同法第二条第三項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ)ニ付テハ之ヲ適用セズ

(道路運送車両法の一部改正)
第三十一條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の三に次の一項を加える。

個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(航空法の一部改正)
第三十二條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第八條の五の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 航空機登録原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(特定多目的ダム法の一部改正)
第三十三條 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ダム使用権登録簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

(小型船舶の登録等に関する法律の一部改正)
第三十四條 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十一條に次の一項を加える。

4 原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条第三項に規定する保有個人情報(いう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報
報の保護に関する法律の施行の日から施行す
る。

(情報公開審査会の廃止及び情報公開・個人情報
保護審査会の設置に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第八条の規定に
よる改正前の行政機関の保有する情報の公開に
関する法律(以下この条において「旧行政機関
情報公開法」という。)第二十三条第一項又は第
二項の規定により任命された情報公開審査会の
委員である者は、それぞれ、この法律の施行の
日に、情報公開・個人情報保護審査会設置法
(平成十四年法律第 号)第四条第一項又は
第二項の規定により情報公開・個人情報保護審
査会の委員として任命されたものとみなす。こ
の場合において、その任命されたものとみなさ
れる者の任期は、同条第四項の規定にかかわら
ず、同日における旧行政機関情報公開法第二十
三条第一項又は第二項の規定により任命された
情報公開審査会の委員としての任期の残任期間
と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧行政機関情報公開
法第二十四条第一項の規定により定められた情
報公開審査会の会長である者又は同条第三項の
規定により指名された委員である者は、それぞ
れ、この法律の施行の日に、情報公開・個人情報
保護審査会設置法第五条第一項の規定により
会長として定められ、又は同条第三項の規定に
より会長の職務を代理する委員として指名され
たものとみなす。

3 この法律の施行前に情報公開審査会にされた
諮問でこの法律の施行の際当該諮問に対する答
申がされていないものは情報公開・個人情報保
護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問につ
いて情報公開審査会がした調査審議の手続は情
報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の
手続とみなす。

(守秘義務等に関する経過措置)
第三条 情報公開審査会の委員であつた者に係る

その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはな
らない義務については、第八条の規定の施行後
も、なお従前の例による。

2 第八条の規定の施行前にした行為及び前項の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合における同項の規定の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の
一部改正)

第五条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法
律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次
のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十二条第一項」の
下に、「第十二条の二第四項」を加え、「第百
十三条の六第五項」を「第百十三条の七第五
項」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一
項」に改める。

理由

行政機関の保有する個人情報保護に関する法
律、独立行政法人等の保有する個人情報保護に
関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設
置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法
律の規定の整備等をする必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律
案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法
律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の
一部を次のように改正する。
目次中「第四十一条―第四十三条」を「第二十
一条―第四十三条の三」に、「第四十六条」を
「第四十六条・第四十六条の二」に改める。

第五条の見出しを「(その他の事業)」に改め、
同条第一項を次のように改める。

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利
活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非
営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他
の事業」という。)を行うことができる。この場
合において、収益を生じたときは、これを当該
特定非営利活動に係る事業のために使用しなけ
ればならない。

第五条第二項中「収益事業」を「その他の事
業」に改める。

第十条第一項第二号イからハまでを次のように
改める。

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所
並びに各役員についての報酬の有無を記載
した名簿をいう)。

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと
及び第二十一条の規定に違反しないことを
誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
ハ 各役員の住所又は居所を証する書面とし
て内閣府令で定めるもの

第十条第一項第二号ニを削る。

第十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号
とし、第八号及び第九号を削り、同項第十号中
「設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合に
は、当初の事業年度及び翌事業年度。次号におい
て同じ。)」を「設立当初の事業年度及び翌事業年
度」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一
号中「設立の初年及び翌年」を「設立当初の事業
年度及び翌事業年度」に改め、同号を同項第八号
とし、同条第二項中「第十号及び第十一号」を
「第七号及び第八号」に改める。

第十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第
十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号と
し、同項第十号中「収益事業」を「その他の事
業」に、「その収益事業」を「当該その他の事
業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九
号の次に次の一号を加える。

十 事業年度

第十一条第三項中「第一項第十一号」を「第一
項第十二号」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。
三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に
掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防
止等に関する法律(平成三年法律第七十七
号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。
以下この号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団
体の構成員を含む。以下この号において同
じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった
日から五年を経過しない者(以下「暴力団
の構成員等」という。))の統制の下にある団
体

第十二条の次に次の一条を加える。
(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三條の二及び第四十三條の
三の規定は、第十条第一項の認証の申請があつ
た場合について準用する。

第二十条中第五号を第六号とし、第四号の次に
次の一号を加える。

五 暴力団の構成員等

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員
総会で選任することとしている特定非営利活動
法人にあっては、定款により、後任の役員が選
任されていない場合に限り、同項の規定により
定款で定められた任期の末日後最初の社員総会
が終結するまでその任期を延長することができる。

第二十五条第三項中「第十三号」を「第十四
号」に改め、同条第四項に後段として次のよう
に加える。

この場合において、当該定款の変更が第十一
条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係
る変更を含むものであるときは、当該定款の変
更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業
計画書及び収支計算書を併せて添付しなければ

ならない。

第二十六条第二項中「第十条第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十七条第四号中「毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。)」を「毎事業年度」に改める。

第二十八条第一項中「毎年」を「毎事業年度」に、「前年事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)」を「前事業年度」に、「(前年)」を「(前事業年度)」に改め、「氏名及び住所又は居所」の下に「並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無」を加え、「当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者の氏名を記載した書面」を削り、「その年の翌々年(事業年度を設けている場合は、翌々事業年度)」を「翌々事業年度」に改め、同条第二項中「第十条第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二十九条第一項中「毎年」を「毎事業年度」に改める。

第二章第五節中第四十三条の次に次の二条を加える。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。

平成十四年十二月十七日印刷

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その旨の意見を述べることが出来る。

第三章中第四十六条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第四十九条に次の一号を加える。

十 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表第四号中「文化」を「学術、文化」に改め、同表中第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動

附 則

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

平成十四年十二月十八日発行

行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第五十二条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第五条第一項に規定する収益事業を除く。)を行っていた特定非営利活動法人の当該その他の事業に係る部分に限る。の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。))については、新法第十一条第一項(第十号に係る部分に限る。の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日(前日)までの期間に係る新法第二十七條第四号、第二十八條第一項及び第二十九條第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七條第四号中「毎事業年

度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八條第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九條第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日(同日前に当初の事業年度を開始した場合にあつては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日(同日までに当初の事業年度を開始した場合にあつては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

理 由

特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立の認証の申請手続を簡素化するとともに、暴力団を排除するための措置を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。